

(案)

賃貸借契約書

頭書

1	賃貸借の名称	令和8年度 浜松市立開成中学校仮設校舎賃貸借
2	賃貸借の場所	浜松市中央区高丘北一丁目 15-20 (浜松市立開成中学校)
3	賃貸借料	金〇〇〇〇〇〇〇円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)
4	賃貸借期間	令和9年3月27日から令和11年8月31日まで 建設期間は、契約日の翌日から令和9年3月26日までとし、 解体期間は、令和11年9月1日から令和11年11月30日までとする。
5	契約保証金	浜松市契約規則27条第1項第3号により免除
6	支払期限等	第5条第3項のとおり (請求日から起算して30日以内)
7	仕様書等	発注仕様書

賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により賃貸借契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

賃借人 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2

名称 浜松市

代表者 浜松市長 中野 祐介 印

賃貸人 住所又は所在地 浜松市〇区〇〇町〇〇番地

氏名又は名称 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

条 項

(総則)

- 第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書7に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書7の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。
- 3 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、賃借人及び賃貸人は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 4 賃借人及び賃貸人は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 5 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、賃貸人の負担とする。

(賃貸借の成立)

- 第2条 賃借人と賃貸人は、この契約の定めに従い、賃貸人が所有する賃貸借物件を賃借人に貸し付けて使用及び収益させ、賃借人は、これを借り受ける対価として賃貸借料を支払い、この契約が終了したときにはこれを賃貸人に返還するものとする。

(賃貸借物件)

- 第3条 賃貸借物件は、仕様書等のおりとする。

(賃貸借の場所)

- 第4条 賃貸借の場所は、頭書2に記載する場所とする。

(賃貸借料)

- 第5条 賃貸借料は、頭書3に記載する金額とする。
- 2 賃貸人は、賃貸借料の請求を月ごとに行い、当該月の翌月以降に賃借人に請求するものとする。ただし、賃貸借期間の最終月については、第18条第2項の検査が終了した後に請求するものとする。
- 3 賃借人は、賃貸人から前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第1条第5項の規定にかかわらず、賃借人が負担するものとする。

4 賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じたときは、その月の賃貸借料は日割計算によって算定するものとする。当該日割計算によって算定した金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(賃貸借期間)

第6条 賃貸借期間は、頭書4に記載する期間とする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、頭書5に記載する金額とする。

2 賃借人は、賃貸借が終了したとき又はこの契約が解除されたときは、賃貸人の請求により、30日以内に契約保証金を賃貸人に返還する。ただし、賃借人が次の各号に掲げる金銭を賃貸人に請求できるときは、契約保証金をこれらの金銭に充てることができるものとする。

- (1) 第22条又は第23条第1項に規定する違約金
- (2) 第24条第1項又は第27条第1項に規定する遅延損害金
- (3) 第26条第1項又は同条第2項の規定による損害賠償金

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(賃貸借物件の引き渡し)

第8条 賃貸人は、賃貸借期間の開始日までに、賃貸人の負担にて、賃貸借物件を賃借人の指定する場所に設置し、賃借人が使用できる状態に調整して賃借人に引き渡すものとする。

(保険)

第9条 賃貸人は、賃貸借物件に動産総合保険を付保するものとし、その保険料は賃貸人が負担とするものとする。

(賃貸借物件の管理)

第10条 賃借人は、賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(消耗品)

第11条 賃貸借物件に使用する消耗品は、賃貸借物件の規格に合致したものとする。

2 賃借人が、前項に規定する消耗品以外のものを使用したことにより生じた賃貸借物件の故障等については、賃借人の責任とする。

(原状変更)

第12条 賃借人は、賃貸借の場所を変更するとき、賃貸借物件に他の附属物を追加するとき、賃貸借物件を改造するときその他賃貸借物件の原状を変更するときは、あらかじめ賃貸人に承認を得るものとする。

2 前項の場合における費用は、賃借人が負担する。

(保守)

第13条 賃貸人は、仕様書等に基づき、賃貸人の負担において賃貸借物件を保守するものとする。

(故障・滅失)

第14条 賃借人は、賃貸借期間中に賃貸借物件が故障(正常に機能しない状態にあるが、経済的合理性がある修理を行うことで正常な機能を回復できる状態という。以下同じ。)又は滅失(無くなること、又は修理により正常な機能を回復させることが不可能若しくは経済的に無意味な状態となることをいう。以下同じ。)したときは、速やかに賃貸人に連絡するものとする。

2 賃貸人は、前項の連絡を受けたときは、速やかに賃貸借物件の状態を確認する。

(故障への対応)

第15条 賃貸借期間中に賃貸借物件が故障したときは、賃貸人は速やかに修理する。

2 故障が暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、修理費用の負担について、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

3 故障が天災等を除く賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、修理費用は、賃貸人が負担する。

4 故障が賃貸人の責めに帰すべき事由によるときは、修理費用は、賃貸人が負担する。

5 前項の場合においては、当該賃貸借物件が故障した日から修理が完了する日までの期間の賃貸借料を減額する。ただし、賃貸人が賃借人に対し、賃貸人の負担において当該賃貸借物件と同等の物件を代替品として提供したときは、この限りでない。

6 故障が賃借人の責めに帰すべき事由によるときは、賃貸人は賃借人に対し、当該故障により賃貸人に発生した損害の賠償を請求することができる。

7 前項の損害(第9条の保険により補填された損害を除く。)に係る賠償の額は、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

(滅失への対応)

第16条 賃貸借期間中に賃貸借物件の全部が滅失した場合は、第3項の規定により代替品を提供するときを除き、この契約は終了する。

2 滅失が賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、滅失した日から賃貸借期間の末日までの賃貸借料相当額の取扱いについて、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

3 滅失が賃貸人の責めに帰すべき事由によるときは、賃貸人は賃借人に対し、滅失した

賃貸借物件と同等の物件を代替品として賃貸人の負担で提供する。この場合において、当該賃貸借物件が滅失した日から代替品を提供した日までの期間の賃貸借料を減額する。

- 4 滅失が賃借人の責めに帰すべき事由によるときは、賃貸人は賃借人に対し、当該滅失より賃貸人に発生した損害の賠償を請求することができる。
- 5 前項の損害（第9条の保険により補填された損害を除く。）に係る賠償の額は、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

（一部滅失の場合の対応）

第17条 賃貸借期間中に賃貸借物件の一部が賃借人と賃貸人のいずれの責めにも帰すことができない事由により滅失した場合において残存する部分のみでは賃借人がこの契約を締結した目的を達成することができないときは、賃借人は、この契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において賃借人がこの契約を解除したときは、前条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の場合において賃借人がこの契約を解除しないときは、一部滅失した日から賃貸借期間満了日までの期間の賃貸借料の取扱いについて、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。
- 4 一部滅失が賃貸人の責めに帰すべき事由によるときは、前条第3項の規定を準用する。
- 5 一部滅失が賃借人の責めに帰すべき事由によるときは、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

（賃貸借完了報告及び検査）

第18条 賃貸人は、賃貸借期間が満了したときは、直ちに賃貸借完了報告書を賃借人に提出しなければならない。

- 2 賃借人は、前項の賃貸借完了報告書を受領したときは、直ちに検査をしなければならない。

（賃貸借物件の返還）

第19条 賃借人は、賃貸借期間が満了したとき又はこの契約を解除したときは、賃貸人に連絡するものとする。

- 2 賃貸人は、前項の連絡があったときは、直ちに賃貸借物件を引き取るものとし、これに要する費用は、賃貸人が負担するものとする。

（催告による解除）

第20条 賃借人は、賃貸人がその債務を履行しない場合において、賃貸人に相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 貸貸人は、賃借人がその債務を履行しない場合において、賃借人に相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(賃借人の催告によらない解除)

第21条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸貸人に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 貸貸人が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は貸貸人が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、貸貸人がこの履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、貸貸人が債務を履行せず、賃借人が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 貸貸人が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 貸貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は貸貸人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が貸貸人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が貸貸人又は貸貸人が構成事業者である事業者団体（以下「貸貸人等」という。）に対して行われたときは、貸貸人等に対する命令で確定したものをいい、貸貸人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、貸貸人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が貸貸人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為

の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、賃貸人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号)による改正前の刑法第96条の3(情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(7) 前項に定めるものを除くほか、賃貸人又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(8) 賃貸人又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、賃借人の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(9) 第20条第2項の規定によらないで、賃貸人がこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 賃貸人について、破産手続開始が決定されたとき。

(11) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(賃貸人が個人であるときはその者を、賃貸人が法人であるときはその役員その他常時賃貸借契約を締結する権限を有する者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 賃貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、賃借人が賃貸人に対して当該契約の解除を求め、賃貸人がこれに従わなかったとき。

(12) 賃貸人が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は賃貸人の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(13) 賃貸人が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸人に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 賃貸人が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(違約金)

第22条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸借料の100分の10に相当する額を違約金として、賃借人の指定する期間内に賃借人に支払わなければならない。

(1) 第20条第1項又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 賃貸人が債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によってこの契約が履行不能となったとき。

(3) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

(独占禁止法違反等があった場合の違約金)

第23条 賃貸人は、第21条第1項第6号に該当したときは、賃借人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、賃貸借料の100分の20に相当する額を違約金として、賃借人の指定する期間内に賃借人に支払わなければならない。

2 前項の規定は、賃貸借期間の満了後においても適用する。

(賃貸人に履行遅滞があった場合の遅延損害金)

第24条 賃貸人は、賃貸人の責めに帰すべき事由により履行遅滞があったときは、賃借人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前2条の違約金とは別に、遅延損害金を賃借人の指定する期間内に賃借人に支払わなければならない。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、賃貸借料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。

(違約金等の計算基礎とする賃貸借料)

第25条 前3条の違約金又は遅延損害金(以下「違約金等」という。)の計算の基礎とする賃貸借料は、次表に基づき貸借人が定めるものとする。

(1) 総価契約の場合	賃貸借料の総額
(2) 単価契約の場合(複数単価契約の場合を除く。)	単価に予定数量を乗じて得た額
(3) 複数単価契約の場合	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額
(4) 長期継続契約の場合	月額賃貸借料に賃貸借期間の月数を乗じて得た額、又は年額賃貸借料に賃貸借期間の年数を乗じて得た額
(5) 賃貸借料に変更があった場合	変更後の賃貸借料

(損害賠償請求権)

第26条 貸借人は、貸借人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第20条第1項又は第21条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、貸借人がこの契約に適合した履行をしないとき又はこの契約に適合した履行が不能であるとき。

2 貸借人は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額を貸借人に請求することができる。

3 貸借人は、第20条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を貸借人に請求することができる。

(違約金等の支払いが遅れた場合の遅延損害金)

第27条 貸借人は、貸借人が違約金等又は前条第1項に規定する損害賠償金を貸借人が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を貸借人に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(賃貸借料の支払いが遅れた場合の遅延損害金)

第28条 貸借人は、貸借人の責めに帰すべき事由により賃貸借料の支払いが遅れたときは、遅延損害金を貸借人に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた賃貸借料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第29条 貸貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第30条 貸貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(暴力団の排除のための協力)

第31条 貸貸人は、この契約の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、賃借人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 貸貸人は、この契約に関する委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係るこの契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、貸貸人を通じて賃借人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(規則の遵守)

第32条 貸貸人は、この契約の履行に当たっては、この契約に定めるもののほか、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）を遵守しなければならない。

(温室効果ガスの削減)

第33条 貸貸人は、この契約の履行に当たっては、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

(雑則)

第34条 この契約の履行に関して賃借人と貸貸人との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して賃借人と貸貸人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、賃借人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第35条 この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、借借人と貸貸人とが協議して定めるものとする。

入札番号
教育施設課

令和 8年度

浜松市立開成中学校 仮設校舎 賃貸借

発 注 仕 様 書

浜 松 市

— 目 次 —

1. 賃貸借の名称	・ ・ ・ ・ 1
2. 賃貸借の場所	・ ・ ・ ・ 1
3. 賃貸借の期間	・ ・ ・ ・ 1
4. 支払い方法	・ ・ ・ ・ 1～2
5. 火災保険、建設工事保険	・ ・ ・ ・ 2
6. 業務概要	
(1) 法令遵守について	・ ・ ・ ・ 2
(2) 関係官公庁との調整、申請手続きについて	・ ・ ・ ・ 2
(3) 契約用設計書の作成について	・ ・ ・ ・ 2
(4) 設計設計図面の作成について	・ ・ ・ ・ 2
(5) 事前調査、協議、調整について	・ ・ ・ ・ 2
(6) 第三者の安全確保について	・ ・ ・ ・ 3
(7) 設計の注意事項について	・ ・ ・ ・ 3
(8) 建設、リース期間中、解体工事の注意事項について	・ ・ ・ ・ 3
7. 設計仕様	
(1) 一般事項	・ ・ ・ ・ 4
(2) 建築工事	・ ・ ・ ・ 4～5
(3) 電気設備工事	・ ・ ・ ・ 6～8
(4) 機械設備工事	・ ・ ・ ・ 9
(5) 外構工事	・ ・ ・ ・ 10
(6) その他工事	・ ・ ・ ・ 10
(7) 関連業者連絡先	・ ・ ・ ・ 10
8. リース品リスト	・ ・ ・ ・ 11～25
9. 移設品リスト	・ ・ ・ ・ 26

《別添 資料》

実施計画工程表

契約用設計書

参考図 (A 3 判)

1. 賃貸借の名称

令和8年度 浜松市立開成中学校 仮設校舎賃貸借

2. 賃貸借の場所

浜松市 中央区 高丘北一丁目地内

3. 賃貸借の期間

〈仮設校舎リース期間〉令和9年3月27日 から 令和11年8月31日まで

※Ⅰ期-B 仮設校舎切替改修工事期間 令和10年3月21日 から 令和10年4月5日まで

※Ⅱ期 仮設校舎切替改修工事期間 令和10年7月20日 から 令和10年8月20日まで

〈仮自転車置場リース期間〉令和9年2月1日から 令和10年7月31日まで

〈Ⅰ期 渡り廊下 リース期間〉令和9年3月27日 から 令和10年8月20日まで

〈Ⅱ期 渡り廊下 リース期間〉令和10年8月21日 から 令和11年8月31日まで

※渡り廊下切替改修工事期間 令和10年6月1日 から 令和10年8月20日まで

4. 支払い方法

当初契約金額を、賃貸借開始日から履行完了日までの29ヶ月で按分し、賃貸借開始の翌月から月払いで支払うものとする。ただし、月々の支払い金額については、担当部署と協議を行うものとする。

なお、最終月の支払いは、解体撤去作業が完了し、検査で合格した後に支払うものとする。

(解体期間は、賃貸借期間終了後～令和11年11月30日までとする。)

第1回	令和9年3月27日	～	令和9年4月30日
第2回	令和9年5月1日	～	令和9年5月31日
第3回	令和9年6月1日	～	令和9年6月30日
第4回	令和9年7月1日	～	令和9年7月31日
第5回	令和9年8月1日	～	令和9年8月31日
第6回	令和9年9月1日	～	令和9年9月30日
第7回	令和9年10月1日	～	令和9年10月31日
第8回	令和9年11月1日	～	令和9年11月30日
第9回	令和9年12月1日	～	令和9年12月31日
第10回	令和10年1月1日	～	令和10年1月31日
第11回	令和10年2月1日	～	令和10年2月29日
第12回	令和10年3月1日	～	令和10年3月31日
第13回	令和10年4月1日	～	令和10年4月30日
第14回	令和10年5月1日	～	令和10年5月31日
第15回	令和10年6月1日	～	令和10年6月30日
第16回	令和10年7月1日	～	令和10年7月31日
第17回	令和10年8月1日	～	令和10年8月31日
第18回	令和10年9月1日	～	令和10年9月30日
第19回	令和10年10月1日	～	令和10年10月31日
第20回	令和10年11月1日	～	令和10年11月30日
第21回	令和10年12月1日	～	令和10年12月31日
第22回	令和11年1月1日	～	令和11年1月31日
第23回	令和11年2月1日	～	令和11年2月28日
第24回	令和11年3月1日	～	令和11年3月31日
第25回	令和11年4月1日	～	令和11年4月30日
第26回	令和11年5月1日	～	令和11年5月31日
第27回	令和11年6月1日	～	令和11年6月30日
第28回	令和11年7月1日	～	令和11年7月31日
第29回	令和11年8月1日	～	令和11年8月31日

5. 火災保険、建設工事保険

本業務において、以下のとおり火災保険、建設工事保険に付すこと。

ア 保険に付する対象物・・・工事目的物及び工事材料一式、賃貸借期間中の賃貸借物等

イ 保険に付する期間・・・着手日から解体撤去完了日まで

※ 保険契約締結後は、速やかにその証券の写しを提出すること。

6. 業務概要

(1) 法令遵守について

関係法令、条例等を遵守すること。

(2) 関係官公庁との調整、申請手続きについて

賃貸借に伴う工事において、必要な関係官公庁(消防局を含む)との調整、申請手続きを行うこと。ただし、申請手数料は、賃貸借費用に含まないものとする。

※ 仮自転車置場の申請手続きは引渡し日が異なる為、個別申請とする。

(3) 契約用設計書の作成について

契約時に、契約用設計書を作成すること。契約用設計書の構成は以下とする。

I 設置費

V 設計費

II 解体・撤去費

VI 諸経費

III リース料 (29ヶ月)

VII 消費税相当額

IV 共通仮設費

(4) 設計図面の作成について

ア 契約後、設計図面を作成し、市担当者の承諾を得ること。

イ 設計図面はA3判とし、設計完了後、2ツ折製本を6部提出すること。

(5) 事前調査、協議、調整について

仮設校舎等設置にあたっては、事前に現場調査や学校運営状況確認を十分におこない、学校施設管理者並びに市担当者と協議・調整のうえ、利用時及び施工時に支障がないよう配慮すること。(学校敷地内へ立ち入る際は学校施設管理者と随時連絡調整すること。)

また、別途発注の先行工事、解体工事および校舎改築工事の各業者(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)等と協議・調整を行い、仮設工事、防災設備の切替え等で支障のないよう十分注意すること。

(6) 第三者の安全確保について

工事車両の通行管理を徹底し、第三者の安全を確保するとともに、騒音・振動・防塵等においても、学校及び近隣に配慮した計画をすること。特に生徒・職員の安全確保には、細心の注意を払うこと。

また、Ⅰ期からⅡ期への改修工事期間中は仮設校舎内を引越しや設備移設等他事業者との作業時期が重なるため、学校管理者を含めて事前に各作業内容を確認し、安全に実施すること。

(7) 設計の注意事項について

- ア 許可申請書（仮設建築物等）、計画通知書等必要書類を作成し、提出すること。
- イ 材料、寸法等については、「7. 設計仕様」及び別添「参考図」を基本とするが、組立建物本体の寸法等については、メーカー仕様によるものとする。
- ウ 特記によらないものは以下図書類を参考とし、適用は市担当者との協議によりその指示に従うこと。
 - ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）令和7年版
 - ②国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（電気設備工事編）令和7年版
 - ③国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（機械設備工事編）令和7年版
- エ 「公共施設におけるシックハウス症候群予防対策ガイドライン」に基づいて材料、工法の計画を行うこと。
- オ 近隣に対して、仮設校舎による日影の影響には十分配慮すること。
- カ 隣棟間隔や隣地との離隔距離に関しては防火避難に関する消防局の要求を十分に満足すること。

(8) 建設、リース期間中、解体工事の注意事項について

- ア 工事期間も学校施設は通常運営されるため、仮設校舎設置・解体（工事日程、工事車両出入口等）について、事前に学校施設管理者等と協議をおこなうとともに学校運営の支障とならないよう十分に配慮すること。
- イ 現場施工着手日は、学校施設管理者等と調整を図ること。
- ウ 工事期間中は交通誘導員を常駐配置し、必要に応じて既存施設の養生等を施すこと。
- エ 工事期間中、現場代理人は常駐し発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとること。
- オ 仮設計画を作成し、事前に市担当者と学校施設管理者等と協議して決定すること。
（仮囲いは成形鋼板H=2mを基本とし、詳細は事前協議により決定すること。）
（仮囲い内及び工事車両走行路等は「グラウンド」面保護のため、必要に応じ鉄板養生又は簡易舗装等を行い、仮設校舎設置後に参考図に示す場所以外は撤去すること。）
- カ 掘削にあたって施設周辺には、既設埋設管が多い為、十分な現場調査を行った上で着手すること。
- キ ごみ分別収集、再生材の使用、騒音振動対策、南洋材使用削減、有害化学物質の発生が少ない材料の使用など、環境対策を積極的に推進すること。
- ク 別途発注の工事竣工後の引越し作業が完了次第、速やかに解体工事に着手すること。
- ケ 解体工事完了後は、十分な転圧を施したうえで、不陸調整、不足土充填を含めた現況復旧を確実に行い、埋設残留物が無いよう徹底するとともにグラウンド面の整地を行うこと。
また、解体後は、学校施設管理者等並びに市担当者の立会い検査を受けること。
- コ 賃貸借期間中の不具合及びクレーム等は発生当日中に必ず対応すること。
- サ 切替改修工事は他事業者及び引越し業者、学校施設管理者とあらかじめ工程を詳細に確認すること。
- シ 切替改修工事に必要な備品等については再度学校施設管理者に確認すること。
- ス 工事期間中に並行の別途工事が発生した場合は連絡を密にとり工程調整等を図るなど協力すること。

7. 設計仕様

(1) 一般事項

- ・構造・階数は、軽量鉄骨造2階建てとすること。
- ・仮設校舎棟の延床面積は2000㎡以内とすること。仮設渡り廊下・仮自転車置場は含まない。
- ・防火上主要な間仕切壁を設置すること。(9m間隔程度)
(建物東端から西端間とし、小屋裏までおこなう。ただし、廊下部分は小屋裏のみとする)
- ・窓及び出入口サッシの設置数・位置・大きさについては、給食運搬の支障とならない有効開口を確保し、
詳細は市担当者との事前協議により決定する。
(各室・廊下の間仕切壁全面に腰窓又は出入口設置を基本とする。但し協議による変更可)
- ・工事完成後、居室2ヶ所でVOC測定(7物質)をすること。
- ・建築基準法、消防法、浜松市上下水道指針に適合した仕様・性能を確保すること。
- ・パッケージ型消火設備の適用について、浜松市消防用設備等に関する審査基準 第23に適合すること。(排煙設備他)
(上記の審査基準に適用される居室・非居室・廊下等は排煙必要面積を満たすこと)
- ・工事に係わる停電及び断水等の工事を行う場合は、学校運営に支障ないよう調整を行うこと。
- ・トイレ内大便器(洋風便器)は在来工法とし、トイレブース(H=FL+1900以上)を設置すること。

(2) 建築工事

【本体構造・屋根・外壁・外部巾木・雨樋・断熱材】

軽量鉄骨ブレース構造2階建て及び1階建て:メーカー仕様による

仮設校舎棟:Pca基礎盤+H型鋼基礎(階段基礎除く) *注2 渡り廊下: RC基礎

外壁パネル:壁パネルt=35 両面カラー鉄板t=0.5 芯材)ポリイソシアヌレートフォーム *注1

*注1 建築基準法第2条第九号及び同法施行令第108条の2(不燃材料)の規定に適合する仕様とすること。

なお、施工前に材料の認定書の写しを提出し、市担当者の了承を得ること。

*注2 産業廃棄物削減により自然環境への負担を減らすリユース基礎を使用すること。

【金属製建具】

アルミサッシ、4mm強化ガラス(各諸室の廊下側と、便所は型ガラスとする。学校との協議による)

窓サッシ障子部分の外れ留め対策(安全対策)をすること。

1階廊下の出入口の建具は避難に配慮した建具とすること。(学校との協議による)

渡り廊下に繋がる出入口の建具形状は、市担当者・学校側と調整すること。

【内部仕上】

1階床: ラワン合板12.0(床パネル)+ラワン合板12.0+ラワン合板4.0貼 目地ガムテープ貼

2階床: ラワン合板12.0(床パネル)+遮音シート1.0+ラワン合板12.0+ラワン合板4.0貼 目地ガムテープ貼

※技術室・家庭科室・保健室・便所・配膳室は一般床のラワン合板4.0の上に長尺シート2.0貼とする。

巾木: ソフト巾木H=60 または 雑巾摺

防火上主要な間仕切壁: 準耐火構造壁+ラワン合板4.0貼(見掛り部)

準耐火構造壁(天井裏)

一般壁: GB-R9.5+ラワン合板4.0貼 または カラー鉄板パネル

一般天井: カラー合板2.5貼 又は断熱サンドイッチパネル

2階建て: 2階小屋裏断熱材: グラスウール厚50 10kg 敷込み

1階建て: 1階小屋裏断熱材: グラスウール厚50 10kg 敷込み

※天井材の落下防止措置をすること

階段踏面: 長尺シート2.0貼 ノンスリップ(ゴムタイヤ入り)取付

階段蹴上・ささら桁: SOP塗 ※手摺を設置すること

階段には手摺を設置し、手摺の曲がり部や端部にはゴムクッション材等で安全措置をする。

※各部屋は既設校舎レイアウトを参考に設計すること。

【雑・備品】

雑・備品類は転倒防止措置をすること。

手洗い(シンク)等の角端部はクッション材等で安全措置をすること。

「8. リース品リスト」、「9. 移設品リスト」参照

移設の時期については学校施設管理者等、市担当者と一緒に日程調整を行うこと。

【その他】

- ・2階窓：落下防止手摺等の措置(H=1100)
- ・避難器具を設置(表示共)
- ・各居室・最終出入口の鍵を施設管理者と協議し必要数用意すること。
- ・昇降口の外部に面する箇所に出入口に庇(出幅900以上)及びコンクリートステップを設けること。
- ・外部に面する出入口に庇(出幅900以上)及びコンクリートステップを設けること。
- ・保健室の外部に面する箇所に出入口1ヶ所を設置、出入口に庇(出幅900以上)及びコンクリートステップを設けること。
- ・家庭科室の既存実習机を移設すること。リース満了後撤去処分とする。(移設品リスト参照)
- ・家庭科室既存実習机のガスコンロをIHコンロに改造すること。ガスレンジは不要とする。
- ・発達教室の廊下側壁は、下部(H1700程度)は壁、上部は欄間窓等とすること。
- ・来客者用校内誘導看板を1ヶ所設置すること。
- ・既設校舎と仮設校舎を接続する仮設開放渡り廊下を設置すること。(参考図参照)
- ・仮設渡り廊下は構造接続をせず、別棟とすること。取合部分は、雨仕舞い措置をすること。
- ・仮設渡り廊下は、雨天時に足元が濡れない床仕様とし、腰壁程度で区画すること。
また、雨降込み対策として、腰壁上部の片側にパネル等を設置すること。
(位置は打合せによる。但し、浜松市運用基準による渡り廊下全長の1/2以下とする。)
- ・既設校舎から仮設校舎へ給食配膳ワゴンが通れるよう段差解消をすること。
- ・仮設渡り廊下の床は、土間コンクリート(刷毛引き)とすること。
- ・仮設渡り廊下に近接する樹木の枝払いをすること。(参考図参照)
- ・雨樋・雨水枡等を設置し、雨水を近接する既存側溝へ排水すること。

【I期-B II期工事】

- ・I期-B工事にレイアウト改修すること。(参考図参照)
- ・II期工事にレイアウト改修すること。(参考図参照)
- ・II期工事に仮設渡り廊下を改修設置すること。(参考図参照)

(3)電気設備工事

【共通事項】

既存校舎と同等の機能移転とする。

防火上主要な間仕切壁の貫通部分は、区画貫通処理を行うこと。

既設品を使用する場合は、移設する前と後に試験調整を行うこと。

移設ができないものは賃貸借等により対応すること。

仮設校舎工事にて施工した配線は、仮設校舎工事にて撤去する。

配線撤去の時期及び配線ルート、サイズは別途改築工事の施工業者と調整し、決定すること。

【Ⅰ期-A工事】

【高圧受変電設備】

仮設用受変電設備を設置すること。

安全対策について対応し施工すること。

基礎の高さを十分に設け雨水による被害を防ぐこと。

仮設校舎解体時、仮設用受変電設備は撤去すること。

【電灯・動力幹線設備】

仮設用受変電設備より埋設にて電源取出し、電灯・動力の配線工事をおこなう。

幹線は車両の通行・児童の通学の妨げにならないよう考慮すること。

電源供給先:仮設校舎のみとします。

【電灯コンセント・照明器具設備】

各仮設校舎棟に動力盤、電灯盤設置すること。

電灯コンセント、照明器具は「8. リース品リスト」参照すること。

【テレビ共聴設備】

既設のアンテナは使用しない。仮設校舎にアンテナを設置とする。

テレビ設置室：職員室(発達)とする。

※テレビ本体の移設は含まない。

【電気時計設備】

仮設校舎壁面に550φ屋外時計を設置とする。

駆動器は屋外ボックスに設置とする。

【インターホン設備】

仮設校舎職員室(発達)へインターホン親機を設置。

インターホン親機は賃貸借とする。

仮設校舎職員室(発達)から仮設校舎の発達教室(情)①②、発達教室(知)①②③④へ配線する。

インターホン設置室：職員室(発達)、発達教室(情)①②、発達教室(知)①②③④

【呼出設備】

仮設校舎訪問者用に仮設校舎玄関に子機(ドアホン)を設置し、職員室(発達)に親機を設置とする。

子機(ドアホン)はカメラ付きとする。

呼出設備設置室：職員室(親機)、昇降口玄関(子機)

【放送設備・非常放送設備】

既設校舎放送室のディスクアンプに仮設校舎分を取り込む。

既設校舎職員室の非常放送アンプに仮設校舎分を取込む。

非常放送設置室:既設校舎・仮設校舎、技術棟、特別活動室、体育館、外部

仮設校舎から既存校舎へ配線する。

【自動火災報知設備・消火器設備】

消防法を遵守すること。

受信機は賃貸借とする。

仮設校舎火災受信機と既設校舎火災受信機は火災代表信号の連動を取るものとする。

火災報知設備は、既設メーカーを確認し互換性の取れる機器とする。

消火器：各階4本設置(計8本、表示共)

【情報設備】

インターネット用光回線の引込み移設については引込線用の管路を仮設校舎工事にて行う。

LAN設備設置室：普通教室、職員室(発達)、図書室、多目的室、発達教室

職員室：モジュージャックは床面とする。

その他：モジュージャック壁面取付とする。

既設校舎からのサーバー等の移設は別途工事とする。

図書システム設備は別途工事とする。

新校舎完成後に再移設が必要な場合は別途工事とする。

【電話設備】

電話機設置箇所には電話用モジュージャック取付を仮設校舎工事にて行う。

仮設校舎から既設電話主装置への配線は仮設校舎工事にて行う。

電話機の増設・主装置の設定・端子盤内成端については別途(NTT)工事とする。

電話用回線に伴うNTTとの契約、申し込み、工事手配に関しては市役所で手配とする。

電話設置室：職員室(発達)とする。

【1期-B工事】**【高圧受変電設備】**

1期のまま

【電灯・動力幹線設備】

1期のまま

【電灯コンセント・照明器具設備】

一般教室から保健室、発達教室2部屋へ改修する。

電灯コンセント、照明器具は「8. リース品リスト」参照すること。

【テレビ共聴設備】

1期-Aのまま

【インターホン設備】

発達教室2部屋にインターホン子機、各1台ずつ追加する。

【放送設備・非常放送設備】

スピーカー1台、発達教室に増設する。

【自動火災報知設備・消火器設備】

感知器1台、発達教室に増設する。

【情報設備】

LAN配線、発達教室に追加に増設する。

【電話設備】

1期-Aのまま

【Ⅱ期工事】

【高圧受変電設備】

1期のまま

【電灯・動力幹線設備】

1期のまま

【電灯コンセント・照明器具設備】

一般教室から保健室、家庭科室、家庭科準備室へ改修する。

電灯コンセント、照明器具は「8. リース品リスト」参照すること。

【テレビ共聴設備】

仮設校舎内改修に伴いテレビユニットを追加とす

テレビ設置室：職員室(日本語)とする。

※テレビ本体の移設は含まない。

【放送設備・非常放送設備】

仮設校舎渡り廊下移転に伴い新たに渡り廊下へ中継端子盤(仮設校舎工事)を設置すること。

渡り廊下、中継端子盤まで、仮設校舎工事にて配線し、新校舎より中継端子盤までの配線は別途改築工事にて行う。

新校舎非常放送アンプ、ディスクアンプへの取り込みは別途改築工事にて行う。

仮設校舎から既設校舎内への配線は撤去とする。

【自動火災報知設備・消火器設備】

仮設校舎渡り廊下移転に伴い新たに渡り廊下へ中継端子盤(仮設校舎工事)を設置すること。

渡り廊下、中継端子盤まで、仮設校舎工事にて配線し、新校舎より中継端子盤までの配線は別途改築工事にて行う。

新校舎火災受信機への取り込みは別途改築工事にて行う。

仮設校舎から既設校舎内への配線は撤去とする。

【情報設備】

仮設校舎渡り廊下移転に伴い新たに渡り廊下に中継端子盤(仮設校舎工事)を設置すること。

渡り廊下、中継端子盤まで、仮設校舎工事にて配線し、新校舎より中継端子盤までの配線は別途改築工事にて行う。

仮設校舎内改修に伴いモジュージャックを追加とする。

LAN設備設置室：職員室(日本語)・日本語拠点校とする。

仮設校舎より、既設校舎への送り配線は撤去する。

【電話設備】

仮設校舎渡り廊下移転に伴い新たに渡り廊下に中継端子盤(仮設校舎工事)を設置すること。

渡り廊下、中継端子盤まで、仮設校舎工事にて配線し、新校舎より中継端子盤までの配線は別途改築工事にて行う。

新校舎電話主装置への取り込みは別途改築工事にて行う。

仮設校舎内改修に伴い電話用モジュージャックを追加とする。

電話機の増設・主装置の設定・端子盤内成端については別途工事とする。

電話設置室：職員室(日本語)・日本語拠点校とする。

仮設校舎より、既設校舎への送り配線は撤去する。

(4)機械設備工事

【共通事項】

防火上主要な間仕切壁の貫通部分は、区画貫通処理を行うこと。
必要な既設管試掘調査(給水、排水管、消火、ガスなど)を行うこと。
リース完了後は、配管(埋設部を含める)を全て撤去して現況復旧すること。
浜松市上下水道部指針、消防本部仕様にて協議申請を行い施工すること。

【給水設備】

既設給水管より分岐(アスファルト・コンクリートはつり復旧工事共)する。(参考図参照)
配管は地中埋設とする。(参考図参照)
屋外露出配管は必ず保温工事を行う。
武道場・部室系統50Aより分岐、直圧の為、上水手続きすること。

【排水設備】

既設排水管へ放流(アスファルト・コンクリートはつり復旧工事共)する。(参考図参照)
配管は地中埋設とする。(参考図参照)
排水勾配がとれない為、汚水中継ポンプ槽を設置する。(参考図参照)
雨水樋樋の雨水配管を施工し側溝へ放流する事。(参考図参照)
既設下水高圧洗浄すること。(参考図参照)
既設ポンプ槽x2、年1回清掃汲取りすること。(参考図参照)

【衛生器具設備】

「8. リース品リスト」参照
既設移設品(家庭科室)の移設時に旧校舍、給排水断水、切り離し、プラグ止めを見込む事(ガス工事共)

【空調設備】

「8. リース品リスト」参照
室外機設置にあたっては、フェンス等で囲うなど安全対策を講ずること。
転倒防止対策を行うこと。
エアコンの点検及びフィルターの掃除を夏冬シーズン前に行うこと。

【換気設備】

「8. リース品リスト」参照 24時間用換気扇及び給気口を設置する。
「8. リース品リスト」参照 家庭科室は火気を使用する為、火気使用で行政検査で問題ない風量を確保すること。

【消火栓設備】

パッケージ型消火栓(I型)を設置すること。

【Ⅱ期工事】

各部屋の給水・排水の切替を行うこと。
トイレの新設工事を含むこと。

(5)外構工事・その他

- ・グラウンド両側に工事用通用門を設置すること。現況復旧なし(参考図参照)
- ・工事用ゲートはリース終了後撤去とすること。
- ・仮設校舎設置・解体工事には、仮囲い(H=2m程度)により工事エリアを区画すること。
- ・建物周囲は、避難に配慮した整備をすること。
- ・雨樋・雨水枡等を設置し、雨水を近接する既存側溝へ排水すること。
- ・仮設校舎の運動場に面する箇所に防球ネットを設置すること。(参考図参照)
- ・保健室の外部に面する箇所に出入口1ヶ所を設置、出入口に庇(出幅900以上)及びコンクリートステップを設けること。
- ・仮設校舎保健室屋外に足洗い場水栓を設置すること。
- ・仮設自転車置場(80台分)を設置すること。床は土間コンクリートとすること。(参考図参照)
尚、仮設自転車置場の撤去時期は令和10年8月1日から8月20日とする。
- ・リース終了後、撤去(現況復旧)すること。
- ・賃貸借終了解体時、雨水排水を計画した上でグラウンドの表層土を現状復旧すること。
- ・仮設校舎解体後に陸上トラックコースロープ同位置に同等の復旧を行うこと。

(6)その他工事

- ・その他仮設校舎建設に影響する工作物等の移設・撤去・復旧については学校施設管理者等と協議・調整すること。

(7)関連業者連絡先

次の工事に関しては、現況内容を関連業者に確認して施工すること

【警備設備工事】

総合警備保障㈱ 浜松支社 営業部 TEL. 053-454-2181

【LAN設備工事】

遠鉄システムサービス㈱ 公共システム1部 TEL. 053-452-0705

【電話設備工事】

西日本電信電話㈱ 浜松支店 TEL. 053-413-7138

【保健室及び図書室PC設備工事】

遠鉄システムサービス㈱ 公共システム1部 TEL. 053-452-0705



関係業者確認

CR9 CR10 CR11	64.8㎡ (7.2*9.0) ×3	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	9台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		正面黒板	W3,600*H1,200	1枚	照明器具 LED	FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口	150φ	1台
		予定黒板(文字罫線共)	W1,200*H1,200	1枚	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	エアコン(天吊)	三相5馬力	1台
		掲示板	W1,800*H900	2枚	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	2個			
		掃除用具入		1台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		生徒用ロッカー	15人用	3台	AP用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		教員用ロッカー	W1,800*D400*H900	1台						
		壁掛け扇風機		2台						
		電池式壁掛電波時計		1個						
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	5間						
		暗幕、カーテンレール	W1,820*H1,500	2.5間						
生徒会室	19.4㎡ (7.2*2.7)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	3台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		ホワイトボード	W1800*H900	1枚	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	2個	給気口	150φ	1台
		壁掛け扇風機		2台	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	2個	エアコン(壁掛け)	単相2馬力	1台
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	2間	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
技術室	84.24㎡ (7.2*11.7)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	15台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		正面黒板	W3,600*H1,200	1枚	照明器具 LED	FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口	150φ	1台
		掲示板	W1,800*H900	2枚	専用コンセント	2P15A×HEFT	14個	エアコン(天吊)	三相5馬力	2台
		電池式壁掛電波時計		1個	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	水栓		3個
		壁掛け扇風機		2台	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	2個	水石鹸(固定式)		3台
		スチール書庫(上硝子扉)	W900*D400*H1,800	2台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		掃除用具入れ		1台	AP用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		ステンレスシンク	W1,500	1台						
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	6間						
技術準備室	25.92㎡ (7.2*3.6)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	3台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		軽量スチール柵 5段	H1800*W900*D400	14台	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	2個	給気口	150φ	1台
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	1間	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			

男子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	2台	換気扇	V-08PM	1台	
		トイレアース	H1900	1式	照明器具 LED	40W相当シーリングライ	2台	水栓	3個	
		ステンレスシンク	W1,500	1台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個	化粧鏡	3枚	
		掃除用具入れ		1台				水石鹸(固定式)	3台	
								水洗式トイレ小(ストール型とすること)	4台	
							水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共)	2台		
女子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	1台	換気扇	V-08PM	1台	
		トイレアース		1式	照明器具 LED	40W相当シーリングライ	5台	水栓	3個	
		ステンレスシンク	W1,500	1台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個	化粧鏡	3枚	
		掃除用具入れ		1台				水石鹸(固定式)	3台	
								水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共)	5台	
配膳室	64.8㎡ (7.2*9.0)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	9台	換気扇	V-08PM	1台	
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	5間	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	2個	給気口	150φ	1台
		配膳棚3段天板SUS	W1000*D600*H1550	16台				エアコン(天吊)	三相5馬力	1台
教材室	64.8㎡ (7.2*9.0)	軽量スチール棚 5段	H1800*W900*D100	14台	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	9台	24h換気扇	V-08PM	1台
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	5間	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	給気口	150φ	1台
					換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
階段室 廊下		ステンレスシンク(手洗い)	W1,500	4台	照明器具 LED	FHF16W-1相当 富士型	17台	水栓	12個	
		階段下倉庫		2式	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	2台	化粧鏡	12枚	
					粉末(ABC)10型消火器 蓄圧式		4本	水石鹸(固定式)	12台	
					消火器スタンド	10型用	4個	パッケージ型消火栓 I 型	2台	

室名	必要面積	雑・備品	電気設備	機械設備			
2階							
多目的室	64.8㎡ (7.2*9.0) ×9	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型	9台	24h換気扇 V-08PM	1台
		正面黒板 W3,600*H1,200	1枚	照明器具 LED FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口 150φ	1台
		予定黒板(文字罫線共) W1,200*H1,200	1枚	コンセント 2P15A*2 モダンプレート	4個	エアコン(天吊) 三相5馬力	1台
		掲示板 W1,800*H900	2枚	扇風機用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	2個		
		掃除用具入	1台	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個		
		生徒用ロッカー 15人用	3台	AP用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個		
		教員用ロッカー W1,800*D400*H1900	1台				
		壁掛け扇風機	2台				
		電池式壁掛電波時計	1個				
		カーテン、カーテンレール W1,820*H1,500	5間				
暗幕、カーテンレール W1,820*H1,500	2.5間						
男子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-1相当 富士型	2台	換気扇 V-08PM	1台
		トイレブース H1900	1式	照明器具 LED 40W相当シーリングライ	2台	水栓	3個
		ステンレスシンク W1,500	1台	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個	化粧鏡	3枚
		掃除用具入れ	1台			水石鹸(固定式)	3台
						水洗式トイレ小(ストール型とすること)	4台
				水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共)	2台		
女子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-1相当 富士型	1台	換気扇 V-08PM	1台
		トイレブース	1式	照明器具 LED 40W相当シーリングライ	5台	水栓	3個
		ステンレスシンク W1,500	1台	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個	化粧鏡	3枚
		掃除用具入れ	1台			水石鹸(固定式)	3台
						水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共)	5台
図書室	64.8㎡ (7.2*9.0)	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型	9台	24h換気扇 V-08PM	1台
		掲示板 W1,800*H900	1枚	コンセント 2P15A*2 モダンプレート	4個	給気口 150φ	1台
		軽量スチール棚 5段 H11800*W900*D400	10台	扇風機用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	2個	エアコン(天吊) 三相5馬力	1台
		スチール書庫(扉なし) W900*D400*H1900	12台	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個		
		壁掛け扇風機	2台				
		電池式壁掛電波時計	1個				
		カーテン、カーテンレール W1,820*H1,500	5間				
階段室 廊下		ステンレスシンク(手洗い) W1,500	4台	照明器具 LED FHF16W-1相当 富士型	14台	水栓	12個
				照明器具 LED FHF32W-1相当 富士型	4台	化粧鏡	6枚
				粉末(ABC)10型消火器 蓄圧式	4本	水石鹸(固定式)	12台
				消火器スタンド 10型用	4個	パッケージ型消火栓I型	2台

【屋外・共通】

室名	必要面積	雑・備品	電気設備	機械設備				
屋外・共通 渡り廊下他		防球ネット	グランド面	1式	照明器具 LED防水 FHF16W-1相当 富士型 6台	汚水ポンプ槽 3相200V1.5KW	2組	
					照明器具 LED防水 FL20W-1相当 防犯灯	水栓柱	水栓	2組
					キュービクル		ガーデンパン	1組
					屋外対応壁掛時計 550パイ	1台	満水警報器	2組

【18ヶ月リース】

仮自転車置場 80台分	33.6㎡ ×2	稲葉製作所 BYX-33(5連棟)×2 同等品	1式	照明器具 LED防水 FHF16W-1相当 富士型 10台	
		土間コンクリート=100			

I期-B【5ヶ月リース】

室名	必要面積	雑・備品	電気設備	機械設備					
1階									
発達(知)①	32.4㎡ (7.2*4.5) ×8	室名札	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型	3台	24h換気扇 V-08PM	1台			
発達(知)②		ホワイトボード W3,600*H900	1枚	照明器具 LED FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口 150φ	1台		
発達(知)③		ホワイトボード予定(文字野線共) W1,200*H1,200	1枚	コンセント 2P15A*2	モダンプレート	4個	エアコン(天吊)	三相3馬力	1台
発達(知)④		掲示板 W1,800*H900	2枚	扇風機用コンセント 2P15A*1	モダンプレート	2個			
発達(知)⑤		掃除用具入	1台	換気扇用コンセント 2P15A*1	モダンプレート	1個			
発達(知)⑥		生徒用ロッカー 15人用	1台	AP用コンセント 2P15A*1	モダンプレート	1個			
発達(情)①		教員用ロッカー(上ガラス扉) W900*D400*H1800	1台	インターホン 子機	1台				
発達(情)②		壁掛け扇風機	2台						
		電池式壁掛電波時計	1個						
		カーテン、カーテンレール W1,820*H1,500	2間						
		ホスピタルカーテン W1500*W1500	1式						
職員室 (発達教室)		32.4㎡ (7.2*4.5)	室名札	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型	3台	24h換気扇 V-08PM	1台		
	ホワイトボード(文字野線共) W3,600*H900		1枚	コンセント 2P15A*2	モダンプレート	4個	給気口 150φ	1台	
	掲示板 W1,800*H900		1枚	換気扇用コンセント 2P15A*1	モダンプレート	1個	エアコン(天吊)	三相3馬力	1台
	掃除用具入		1台	AP用コンセント 2P15A*1	モダンプレート	1個			
	教員用ロッカー(上ガラス扉) W900*D400*H1800		1台	複合型P型1級火災受信機 15回線 壁掛型	1台				
	電池式壁掛電波時計		1個	インターホン親機 12局用	1台				
	ブラインド W1800*H1500		2間	カメラ付インターホン 親機	1台				
まなび	32.4㎡ (7.2*4.5)	室名札	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型	3台	24h換気扇 V-08PM	1台			
		ホワイトボード W1800*H900	1枚	照明器具 LED FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口 150φ	1台		
		掲示板 W1,800*H900	2枚	コンセント 2P15A*2	モダンプレート	4個	エアコン(天吊)	三相3馬力	1台
		生徒用ロッカー 15人用	1台	扇風機用コンセント 2P15A*1	モダンプレート	2個			
		教員用ロッカー(上ガラス扉) W900*D400*H1800	1台	換気扇用コンセント 2P15A*1	モダンプレート	1個			
		壁掛け扇風機	2台	AP用コンセント 2P15A*1	モダンプレート	1個			
		電池式壁掛電波時計	1個						
		カーテン、カーテンレール W1,820*H1,500	1間						

CR10 CR11	64.8㎡ (7.2*9.0) ×2	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	9台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		正面黒板	W3,600*H1,200	1枚	照明器具 LED	FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口	150φ	1台
		予定黒板(文字罫線共)	W1,200*H1,200	1枚	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	エアコン(天吊)	三相5馬力	1台
		掲示板	W1,800*H900	2枚	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	2個			
		掃除用具入		1台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		生徒用ロッカー	15人用	3台	AP用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		教員用ロッカー	W1,800*D400*H900	1台						
		壁掛け扇風機		2台						
		電池式壁掛電波時計		1個						
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	5間						
		暗幕、カーテンレール	W1,820*H1,500	2.5間						
生徒会室	19.4㎡ (7.2*2.7)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	3台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		ホワイトボード	W1800*H900	1枚	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	2個	給気口	150φ	1台
		壁掛け扇風機		2台	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	2個	エアコン(壁掛け)	単相2馬力	1台
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	2間	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
技術室	84.24㎡ (7.2*11.7)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	15台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		正面黒板	W3,600*H1,200	1枚	照明器具 LED	FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口	150φ	1台
		掲示板	W1,800*H900	2枚	専用コンセント	2P15A×HEFT	14個	エアコン(天吊)	三相5馬力	2台
		電池式壁掛電波時計		1個	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	水栓		3個
		壁掛け扇風機		2台	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	2個	水石鉢(固定式)		3台
		スチール書庫(上硝子扉)	W900*D400*H1,800	2台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		掃除用具入れ		1台	AP用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		ステンレスシンク	W1,500	1台						
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	6間						
技術準備室	25.92㎡ (7.2*3.6)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	3台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		軽量スチール柵 5段	H1800*W900*D400	14台	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	2個	給気口	150φ	1台
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	1間	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			

男子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	2台	換気扇	V-08PM	1台	
		トイレアース	H1900	1式	照明器具 LED	40W相当シーリングライ	2台	水栓	3個	
		ステンレスシンク	W1,500	1台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個	化粧鏡	3枚	
		掃除用具入れ		1台				水石鹸(固定式)	3台	
								水洗式トイレ小(ストール型とすること)	4台	
							水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共)	2台		
女子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	1台	換気扇	V-08PM	1台	
		トイレアース		1式	照明器具 LED	40W相当シーリングライ	5台	水栓	3個	
		ステンレスシンク	W1,500	1台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個	化粧鏡	3枚	
		掃除用具入れ		1台				水石鹸(固定式)	3台	
								水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共)	5台	
配膳室	64.8㎡ (7.2*9.0)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	9台	換気扇	V-08PM	1台	
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	5間	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	2個	給気口	150φ	1台
		配膳棚3段天板SUS	W1000*D600*H1550	16台				エアコン(天吊)	三相5馬力	1台
教材室	64.8㎡ (7.2*9.0)	軽量スチール棚 5段	H1800*W900*D100	14台	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	9台	24h換気扇	V-08PM	1台
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	5間	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	給気口	150φ	1台
					換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
階段室 廊下		ステンレスシンク(手洗い)	W1,500	4台	照明器具 LED	FHF16W-1相当 富士型	17台	水栓	12個	
		階段下倉庫		2式	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	2台	化粧鏡	12枚	
					粉末(ABC)10型消火器 蓄圧式		4本	水石鹸(固定式)	12台	
					消火器スタンド	10型用	4個	パッケージ型消火栓 I 型	2台	

室名	必要面積	雑・備品	電気設備	機械設備			
2階							
CR1	64.8㎡ (7.2*9.0) ×9	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型	9台	24h換気扇 V-08PM	1台
CR2		正面黒板 W3,600*H1,200	1枚	照明器具 LED FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口 150φ	1台
CR3		予定黒板(文字罫線共) W1,200*H1,200	1枚	コンセント 2P15A*2 モダンプレート	4個	エアコン(天吊) 三相5馬力	1台
CR4		掲示板 W1,800*H900	2枚	扇風機用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	2個		
CR5		掃除用具入	1台	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個		
CR6		生徒用ロッカー 15人用	3台	AP用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個		
CR7		教員用ロッカー W1,800*D400*H1900	1台				
CR8		壁掛け扇風機	2台				
CR9		電池式壁掛電波時計	1個				
		カーテン、カーテンレール W1,820*H1,500	5間				
		暗幕、カーテンレール W1,820*H1,500	2.5間				
男子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-1相当 富士型	2台	換気扇 V-08PM	1台
		トイレブース H1900	1式	照明器具 LED 40W相当シーリングライ	2台	水栓	3個
		ステンレスシンク W1,500	1台	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個	化粧鏡	3枚
		掃除用具入れ	1台			水石鹸(固定式)	3台
						水洗式トイレ小(ストール型とすること)	4台
					水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共)	2台	
女子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-1相当 富士型	1台	換気扇 V-08PM	1台
		トイレブース	1式	照明器具 LED 40W相当シーリングライ	5台	水栓	3個
		ステンレスシンク W1,500	1台	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個	化粧鏡	3枚
		掃除用具入れ	1台			水石鹸(固定式)	3台
						水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共)	5台
図書室	64.8㎡ (7.2*9.0)	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型	9台	24h換気扇 V-08PM	1台
		掲示板 W1,800*H900	1枚	コンセント 2P15A*2 モダンプレート	4個	給気口 150φ	1台
		軽量スチール棚 5段 H11800*W900*D400	10台	扇風機用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	2個	エアコン(天吊) 三相5馬力	1台
		スチール書庫(扉なし) W900*D400*H1900	12台	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個		
		壁掛け扇風機	2台				
		電池式壁掛電波時計	1個				
		カーテン、カーテンレール W1,820*H1,500	5間				
階段室 廊下		ステンレスシンク(手洗い) W1,500	4台	照明器具 LED FHF16W-1相当 富士型	14台	水栓	12個
				照明器具 LED FHF32W-1相当 富士型	4台	化粧鏡	6枚
				粉末(ABC)10型消火器 蓄圧式	4本	水石鹸(固定式)	12台
				消火器スタンド 10型用	4個	パッケージ型消火栓I型	2台

【屋外・共通】

室名	必要面積	雑・備品	電気設備	機械設備				
屋外・共通 渡り廊下他		防球ネット	グランド面	1式	照明器具 LED防水 FHF16W-1相当 富士型 6台	汚水ポンプ槽 3相200V1.5KW	2組	
					照明器具 LED防水 FL20W-1相当 防犯灯	水栓柱	水栓	2組
					キュービクル		ガーデンパン	1組
					屋外対応壁掛時計 550パイ	1台	満水警報器	2組

【18ヶ月リース】

仮自転車置場 80台分	33.6㎡ ×2	稲葉製作所 BYX-33(5連棟)×2 同等品	1式	照明器具 LED防水 FHF16W-1相当 富士型 10台	
		土間コンクリート=100			

Ⅱ期【12ヶ月リース】

室名	必要面積	雑・備品	電気設備	機械設備				
1階								
発達(知)①	32.4㎡ (7.2*4.5) ×8	室名札	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型	3台	24h換気扇 V-08PM	1台		
発達(知)②		ホワイトボード W3,600*H900	1枚	照明器具 LED FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口 150φ	1台	
発達(知)③		ホワイトボード予定(文字野線共) W1,200*H1,200	1枚	コンセント 2P15A*2 モダンプレート	4個	エアコン(天吊)	三相3馬力	1台
発達(知)④		掲示板 W1,800*H900	2枚	扇風機用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	2個			
発達(知)⑤		掃除用具入	1台	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個			
発達(知)⑥		生徒用ロッカー 15人用	1台	AP用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個			
発達(情)①		教員用ロッカー(上ガラス扉) W900*D400*H1800	1台	インターホン 子機	1台			
発達(情)②		壁掛け扇風機	2台					
		電池式壁掛電波時計	1個					
		カーテン、カーテンレール W1,820*H1,500	2間					
		ホスピタルカーテン W1500*W1500	1式					
職員室 (発達教室)		32.4㎡ (7.2*4.5)	室名札	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型	3台	24h換気扇 V-08PM	1台	
ホワイトボード(文字野線共) W3,600*H900	1枚		コンセント 2P15A*2 モダンプレート	4個	給気口 150φ	1台		
掲示板 W1,800*H900	1枚		換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個	エアコン(天吊)	三相3馬力	1台	
掃除用具入	1台		AP用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個				
教員用ロッカー(上ガラス扉) W900*D400*H1800	1台		複合型P型1級火災受信機 15回線 壁掛型	1台				
電池式壁掛電波時計	1個		インターホン親機 12局用	1台				
ブラインド W1800*H1500	2間		カメラ付インターホン 親機	1台				
職員室 (日本語)	32.4㎡ (7.2*4.5)	室名札	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型	3台	24h換気扇 V-08PM	1台		
ホワイトボード(文字野線共) W3,600*H900		1枚	コンセント 2P15A*2 モダンプレート	4個	給気口 150φ	1台		
掲示板 W1,800*H900		1枚	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個	エアコン(天吊)	三相3馬力	1台	
掃除用具入		1台	AP用コンセント 2P15A*1 モダンプレート	1個				
教員用ロッカー(上ガラス扉) W900*D400*H1800		1台						
電池式壁掛電波時計		1個						
ブラインド W1800*H1500		2間						

保健室	64.8㎡ (7.2*9.0)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	8台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		掲示板	W1,800*H900	2枚	照明器具 LED	40W相当シーリングライ	2台	給気口	150φ	1台
		ホスピタルカーテン1800*2000	カーテンレール共	3式	専用コンセント	2P15A×1EEIT	4個	エアコン(天吊)	三相5馬力	1台
		電池式壁掛電波時計		1個	フロアコンセント	2P15A×1E	1個	流し台	L=1800	1台
		カーテン、カーテンレール	W1,800*H1,500	5間	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	電気温水器		1組
					換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個	洗濯パン		1台
								シングルレバー水栓		1組
						洗濯水栓		1個		
日本語 拠点校	64.8㎡ (7.2*9.0)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	9台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		正面黒板	W3,600*H1,200	1枚	照明器具 LED	FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口	150φ	1台
		予定黒板(文字罫線共)	W1,200*H1,200	1枚	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	エアコン(天吊)	三相5馬力	1台
		掲示板	W1,800*H900	2枚	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	2個			
		掃除用具入		1台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		生徒用ロッカー	15人用	3台	AP用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		教員用ロッカー	W1,800*D400*H900	1台						
		壁掛け扇風機		2台						
		電池式壁掛電波時計		1個						
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	5間						
		暗幕、カーテンレール	W1,820*H1,500	2.5間						
まなび	19.4㎡ (7.2*2.7)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	3台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		ホワイトボード	W1800*H900	1枚	照明器具 LED	FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口	150φ	1台
		掲示板	W1,800*H900	2枚	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	エアコン(壁掛け)	単相2馬力	1台
		生徒用ロッカー	15人用	1台	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	2個			
		教員用ロッカー(上ガラス扉)	W900*D400*H1800	1台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		壁掛け扇風機		2台	AP用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		電池式壁掛電波時計		1個						
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	1間						
技術室	84.24㎡ (7.2*11.7)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	15台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		正面黒板	W3,600*H1,200	1枚	照明器具 LED	FHF32W-1相当 黒板灯	2台	給気口	150φ	1台
		掲示板	W1,800*H900	2枚	専用コンセント	2P15A×1EEIT	14個	エアコン(天吊)	三相5馬力	2台
		電池式壁掛電波時計		1個	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	水栓		3個
		壁掛け扇風機		2台	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	2個	水石鹸(固定式)		3台
		スチール書庫(上硝子扉)	W900*D400*H1,800	2台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		掃除用具入れ		1台	AP用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		ステンレスシンク	W1,500	1台						
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	6間						

技術準備室	25.92㎡ (7.2*3.6)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	3台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		軽量スチール棚 5段	H1800*W900*D400	14台	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	2個	給気口	150φ	1台
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	1間	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
男子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	2台	換気扇	V-08PM	1台	
		トイレブース	H1900	1式	照明器具 LED	40W相当シーリングライ	2台	水栓		3個
		ステンレスシンク	W1,500	1台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個	化粧鏡		3枚
		掃除用具入れ		1台				水石鹸(固定式)		3台
								水洗式トイレ小(ストール型とすること)		4台
						水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共)		2台		
女子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	1台	換気扇	V-08PM	1台	
		トイレブース		1式	照明器具 LED	40W相当シーリングライ	5台	水栓		3個
		ステンレスシンク	W1,500	1台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個	化粧鏡		3枚
		掃除用具入れ		1台				水石鹸(固定式)		3台
						水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共)		5台		
配膳室	64.8㎡ (7.2*9.0)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	9台	換気扇	V-08PM	1台	
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	5間	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	2個	給気口	150φ	1台
		配膳棚3段天板SUS	W1000*D600*H11550	16台				エアコン(天吊)	三相5馬力	1台
教材室	64.8㎡ (7.2*9.0)	軽量スチール棚 5段	H1800*W900*D400	14台	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	9台	24h換気扇	V-08PM	1台
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	5間	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	給気口	150φ	1台
					換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
階段室 廊下		ステンレスシンク(手洗い)	W1,500	4台	照明器具 LED	FHF16W-1相当 富士型	17台	水栓		12個
		階段下倉庫		2式	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	2台	化粧鏡		12枚
					粉末(ABC)10型消火器 蓄圧式		4本	水石鹸(固定式)		12台
					消火器スタンド	10型用	4個	パッケージ型消火栓 I 型		2台

室名	必要面積	雑・備品	電気設備	機械設備	
2階					
CR1	64.8㎡ (7.2*9.0) ×7	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型 9台	24h換気扇 V-08PM 1台
CR2		正面黒板 W3,600*H1,200	1枚	照明器具 LED FHF32W-1相当 黒板灯 2台	給気口 150φ 1台
CR3		予定黒板(文字罫線共) W1,200*H1,200	1枚	コンセント 2P15A*2 モダンプレート 4個	エアコン(天吊) 三相5馬力 1台
CR4		掲示板 W1,800*H900	2枚	扇風機用コンセント 2P15A*1 モダンプレート 2個	
CR5		掃除用具入	1台	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート 1個	
CR6		生徒用ロッカー 15人用	3台	AP用コンセント 2P15A*1 モダンプレート 1個	
CR7		教員用ロッカー W1,800*D400*H1900	1台		
		壁掛け扇風機	2台		
		電池式壁掛電波時計	1個		
		カーテン、カーテンレール W1,820*H1,500	5間		
	暗幕、カーテンレール W1,820*H1,500	2.5間			
家庭科室	103.68㎡ (7.2*14.4)	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型 18台	24h換気扇 V-08PM 1台
	ホワイトボード W3600*H1200	1枚	照明器具 LED FHF32W-1相当 黒板灯 2台	給気口 150φ 1台	
	ホワイトボード W1200*H1200	1枚	IH用コンセント 2P15A×1EET 9個	エアコン(天吊) 三相5馬力 2台	
	掲示板 W1,800*H900	2枚	専用コンセント 2P15A×1EET 3個	洗濯パン 1台	
	スチール書庫(上ガラス扉) W900*D400*H1,800	8台	コンセント 2P15A*2 モダンプレート 4個	洗濯水栓 1個	
	掃除用具入れ	1台	扇風機用コンセント 2P15A*1 モダンプレート 2個	水栓 6個	
	電池式壁掛電波時計	1個	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート 1個	水石鹸(固定式) 6台	
	壁掛け扇風機	4台	AP用コンセント 2P15A*1 モダンプレート 1個	壁換気扇 EFC-25FSB2 1050m3/ 3組	
	ステンレスシンク W1,500	2台		枠 PS-25UW2 9組	
	カーテン、カーテンレール W1,820*H1,500	8間		ウェザーカバー QW-25SCM 9組	
	IHコンロ	9台		給気口 PS-25SK3 6組	
	やかん IH用 2リットル	9個			
	鍋 IH用 28cm	9個			
	フライパン IH用 30cm	18個			
家庭準備室	25.92㎡ (7.2*3.6)	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-2相当 富士型 3台	24h換気扇 V-08PM 1台
	軽量スチール棚 5段 H11800*W900*D400	7台	コンセント 2P15A*2 モダンプレート 4個	給気口 150φ 1台	
	カーテン、カーテンレール W1,820*H1,500	2間	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート 1個		
男子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED FHF32W-1相当 富士型 2台	換気扇 V-08PM 1台
	トイレブース H1900	1式	照明器具 LED 40W相当シーリングライ 2台	水栓 3個	
	ステンレスシンク W1,500	1台	換気扇用コンセント 2P15A*1 モダンプレート 1個	化粧鏡 3枚	
	掃除用具入れ	1台		水石鹸(固定式) 3台	
				水洗式トイレ小(ストール型とすること) 4台	
				水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共) 2台	

女子WC	19.4㎡ (7.2*2.7) ×2	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	1台	換気扇	V-08PM	1台	
		トイレアース	1式	照明器具 LED	40W相当シーリングライ	5台	水栓		3個	
		ステンレスシンク	W1,500	1台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個	化粧鏡		3枚
		掃除用具入れ		1台				水石鹸(固定式)		3台
							水洗式トイレ大(洋式・陶器製・紙巻器共)		5台	
図書室	64.8㎡ (7.2*9.0)	室名札	1個	照明器具 LED	FHF32W-2相当 富士型	9台	24h換気扇	V-08PM	1台	
		掲示板	W1,800*H900	1枚	コンセント	2P15A*2 モダンプレート	4個	給気口	150φ	1台
		軽量スチール棚 5段	H1800*W900*D400	10台	扇風機用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	2個	エアコン(天吊)	三相5馬力	1台
		スチール書庫(扉なし)	W900*D400*H900	12台	換気扇用コンセント	2P15A*1 モダンプレート	1個			
		壁掛け扇風機		2台						
		電池式壁掛電波時計		1個						
		カーテン、カーテンレール	W1,820*H1,500	5間						
階段室 廊下		ステンレスシンク(手洗い)	W1,500	4台	照明器具 LED	FHF16W-1相当 富士型	14台	水栓		12個
					照明器具 LED	FHF32W-1相当 富士型	4台	化粧鏡		6枚
					粉末(ABC)10型消火器 蓄圧式		4本	水石鹸(固定式)		12台
					消火器スタンド	10型用	4個	パッケージ型消火栓I型		2台

【屋外・共通】

室名	必要面積	雑・備品	電気設備	機械設備						
屋外・共通 渡り廊下他		防球ネット	グランド面	1式	照明器具 LED防水	FHF16W-1相当 富士型	20台	汚水ポンプ槽 3相200V1.5KW	2組	
					照明器具 LED防水	FL20W-1相当 防犯灯	2台	水栓柱	水栓	2組
					キュービクル		1基	ガーデンパン		1組
					屋外対応壁掛時計	550パイ	1台	満水警報器		2組

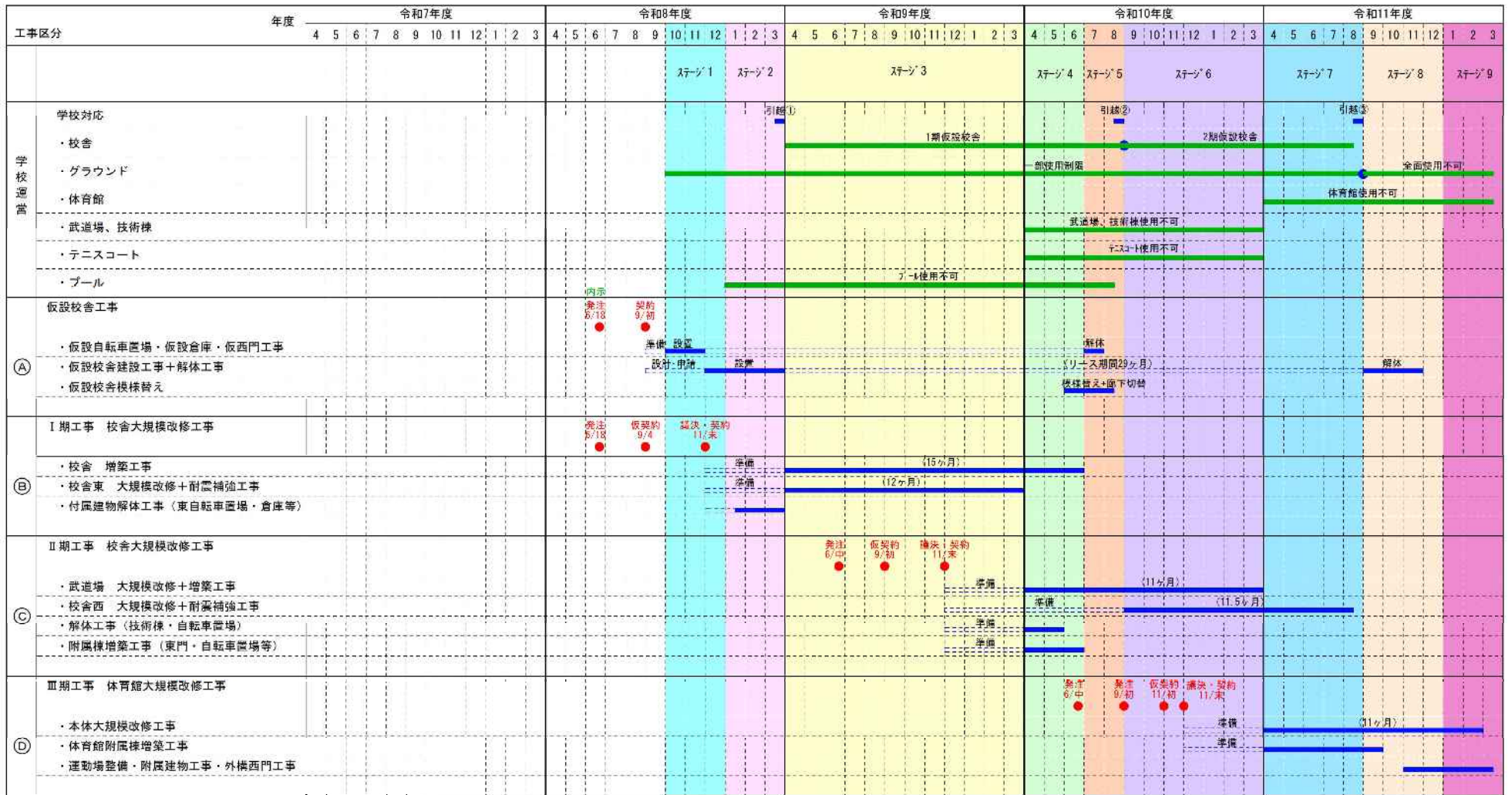
9. 移設品リスト

既設校舎→仮設校舎→既設校舎(新校舎)

室名	移設備品	時期	数量	再移設
技術室	糸鋸盤(100V) 床固定	I 期	2台	なし
家庭科室	実習机 870*2070(シンク共) ガスコンロをIHコンロに改造すること。 ※ガスレンジは不要とすること。	II 期	9台	なし リース終了後撤去処分

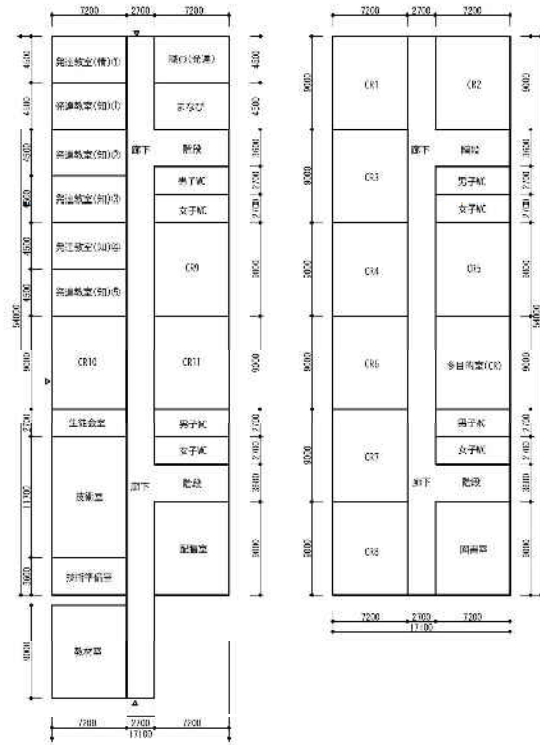
※PC(サーバー含む)、アクセスポイント(LAN)、機械警備機器及び図書管理システムの移設は教育施設課による別途工事

■ 浜松市立開成中学校大規模改修工事 概略工程表



符号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
I	設置費		1.0	式			
II	解体・撤去費		1.0	式			
III	リース料	仮設校舎29ヶ月	1.0	式			
IV	共通仮設費		1.0	式			
V	設計費		1.0	式			
VI	諸経費		1.0	式			
	計						
VII							
VIII	消費税相当額	消費税及び地方消費税の額	1.0	式			
	設計金額						

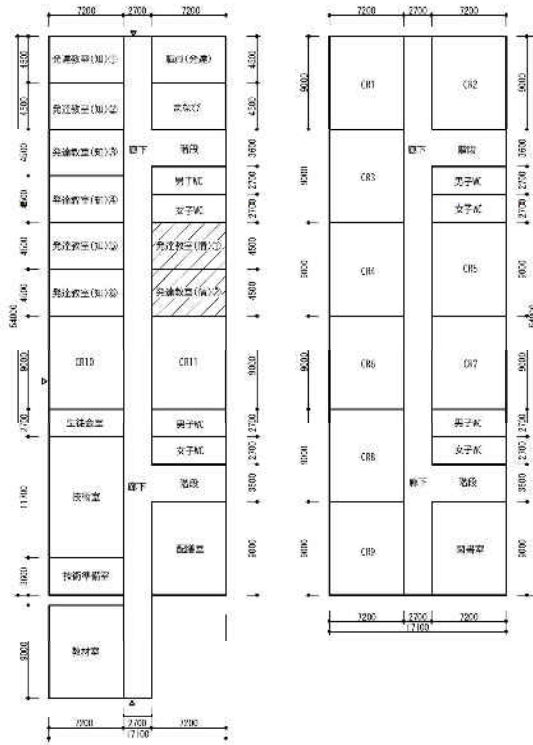
I 期-A



【I 期 1階】
△ 外観出入口

【I 期 2階】

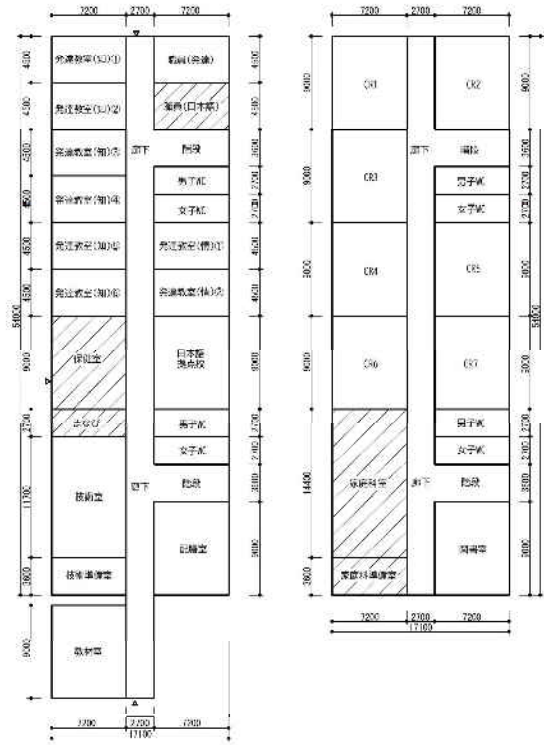
I 期-B



【I 期 1階】
▨ 改修対象
△ 外観出入口

【I 期 2階】

II 期



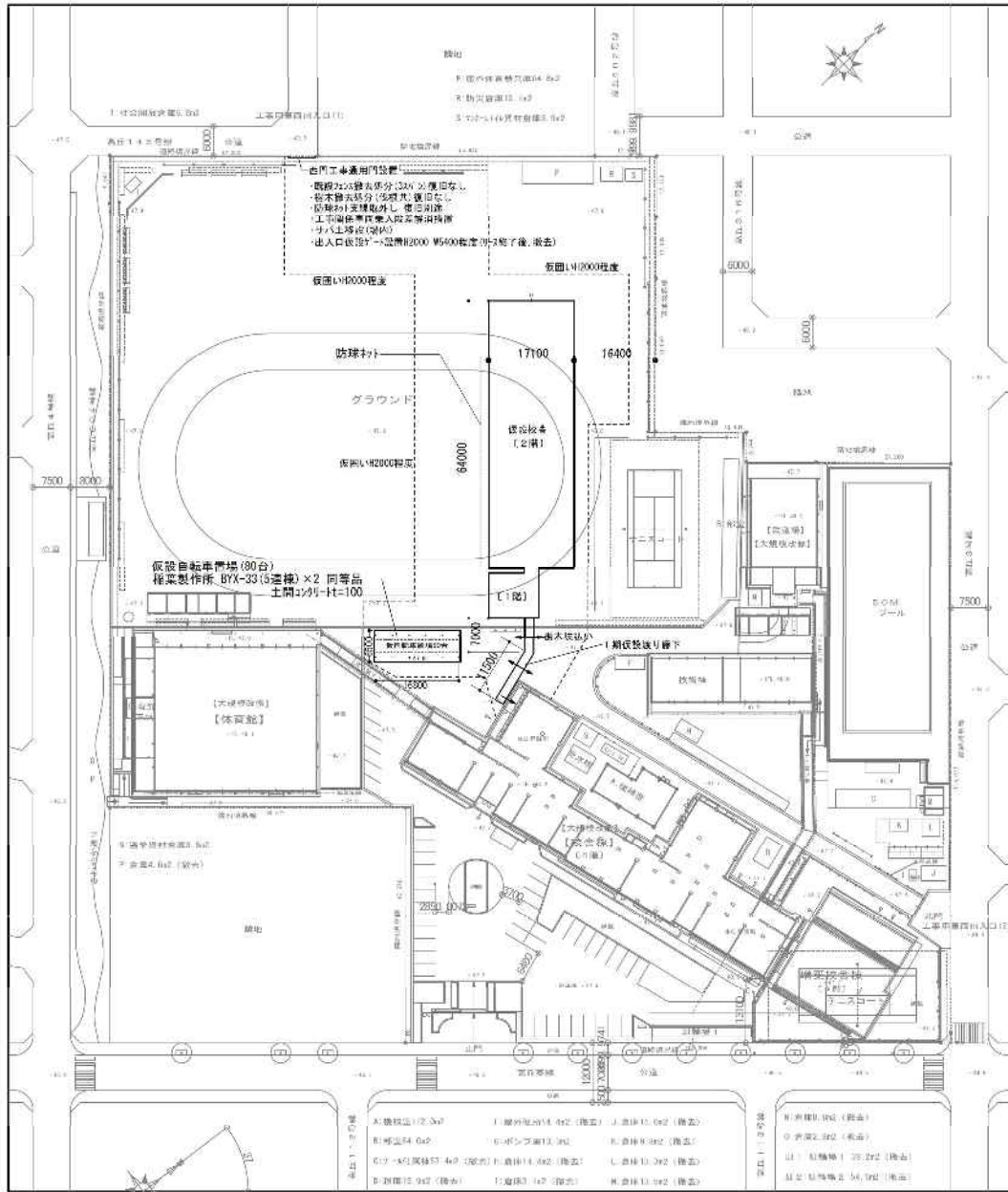
【II 期 1階】
▨ 改修対象
△ 外観出入口

【II 期 2階】
▨ 改修対象

仮設校舎 リース期間 令和9年 3月27日 ~ 令和10年3月31日

仮設校舎 リース期間 令和10年4月1日~令和10年8月20日
※仮設校舎改修期間 令和10年3月21日~令和10年4月5日

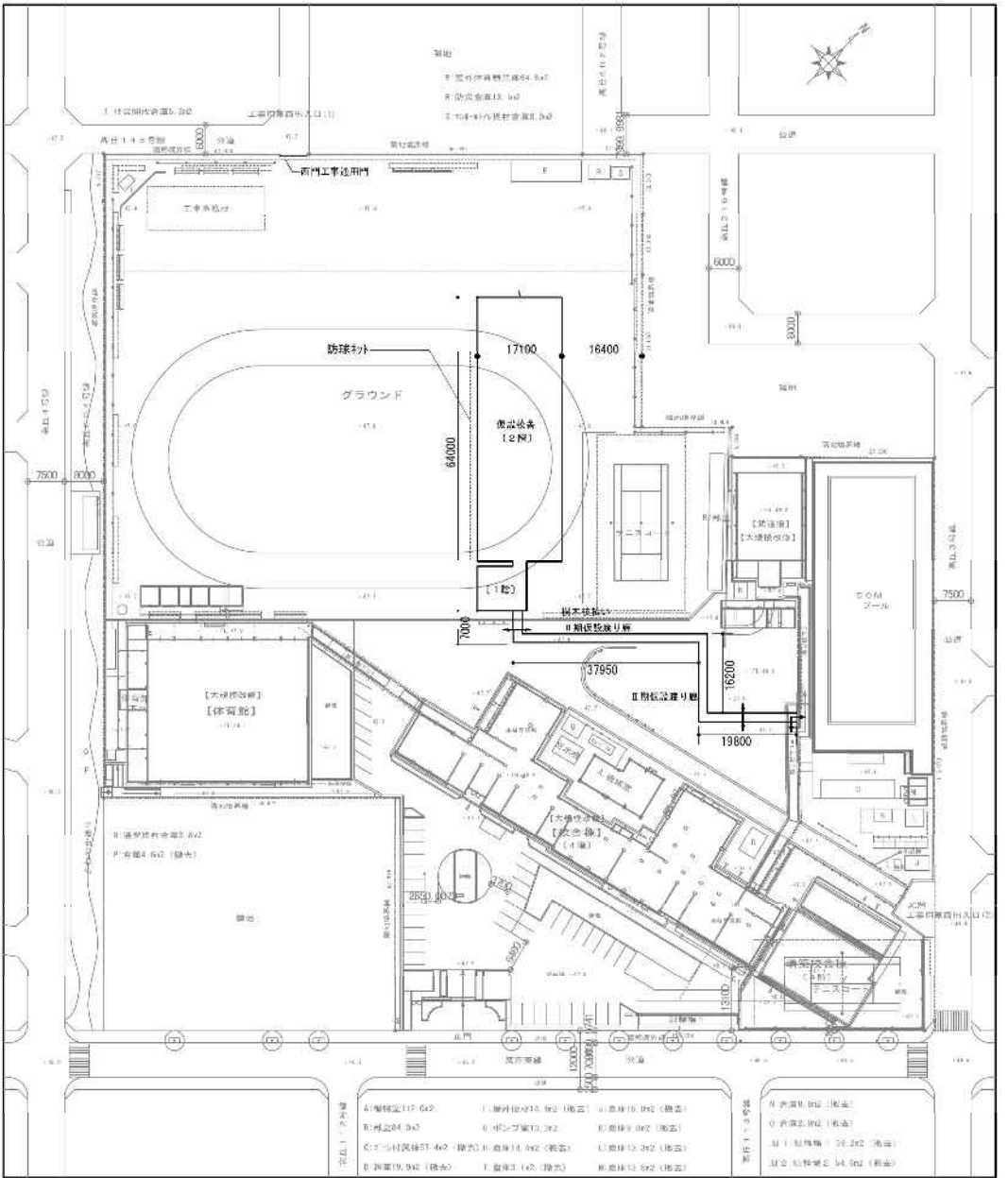
仮設校舎 リース期間 令和10年8月21日~令和11年8月31日
※仮設校舎改修期間 令和10年7月20日~令和10年8月20日



I 期配置図

仮設校舎 リース期間 令和9年3月27日～令和10年8月20日
 仮自転車置場 リース期間 令和9年2月1日～令和10年7月31日
 ※仮自転車置場撤去期間 令和10年8月1日～令和10年8月31日

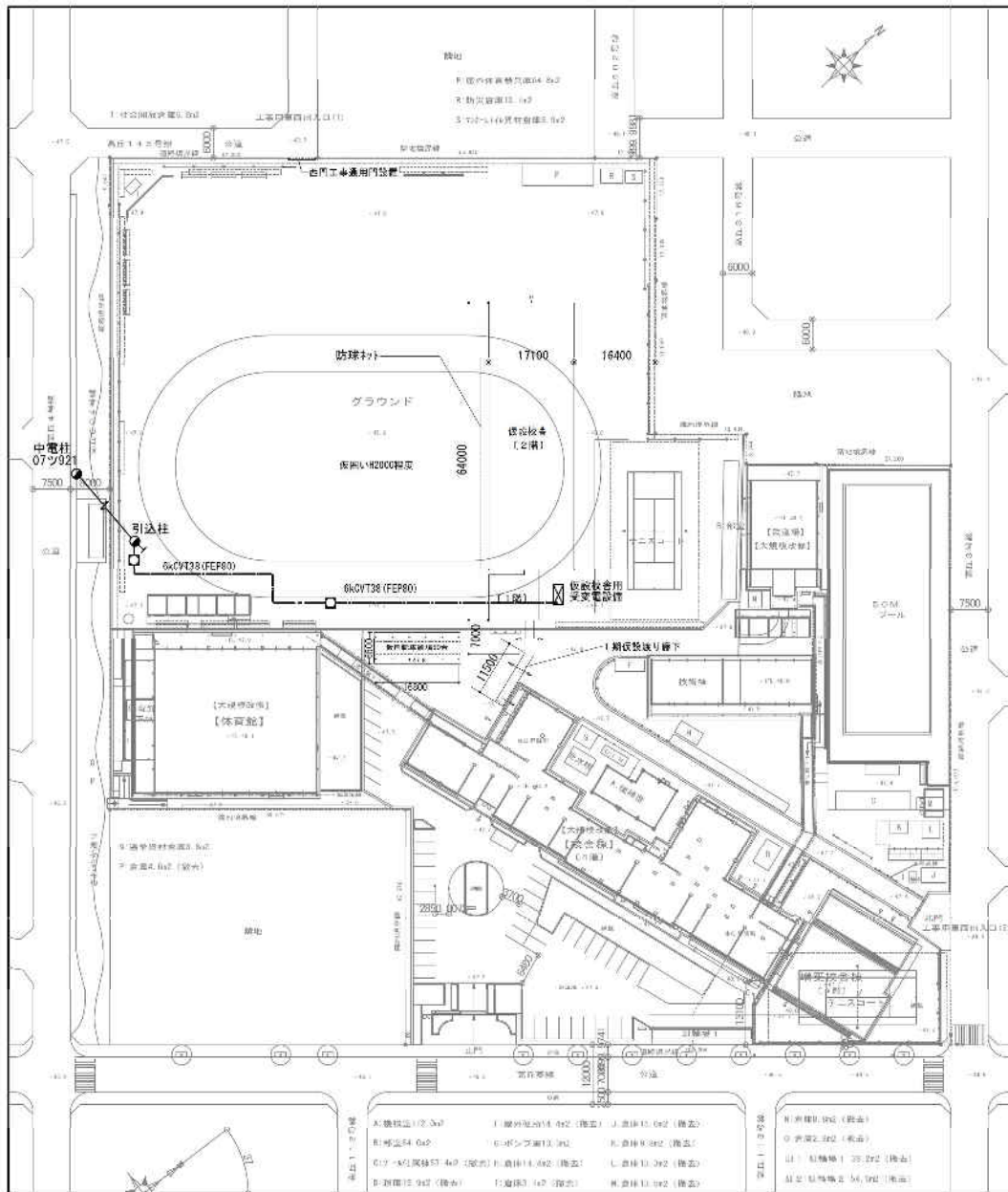
I 期 仮設渡り廊下 リース期間 令和9年3月27日～令和10年8月20日
 II 期 仮設渡り廊下 リース期間 令和10年8月21日～令和11年8月31日
 ※仮設渡り廊下 改修期間 令和10年6月1日～令和10年8月20日



II 期配置図

仮設校舎 リース期間 令和10年8月21日～令和11年8月31日
 ※仮設校舎改修期間 令和10年7月20日～令和10年8月20日

参考図(建築)

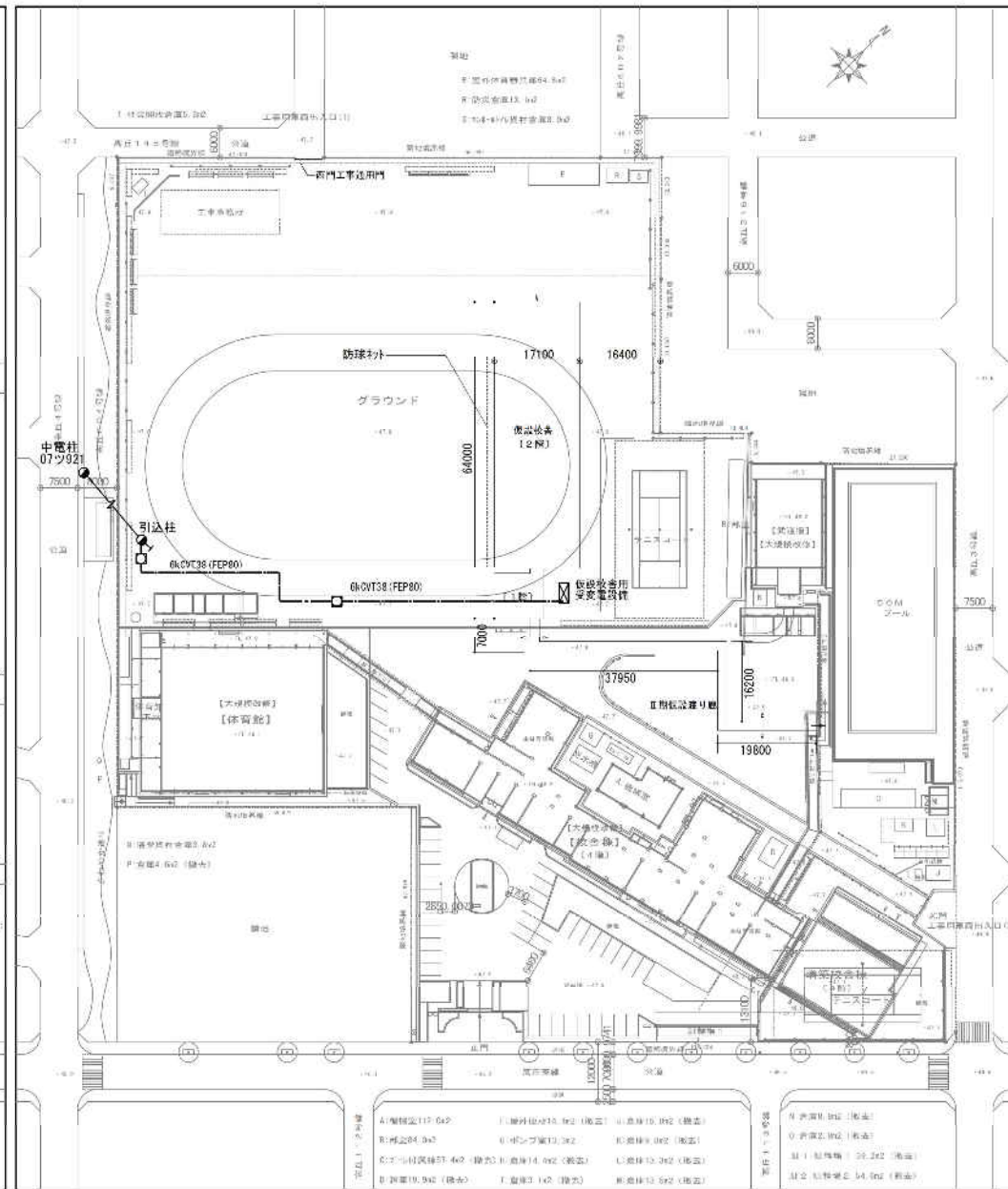


I 期配置図

仮設校舎 リース期間 令和9年3月27日～令和10年8月20日
 仮自転車置場 リース期間 令和9年2月1日～令和10年7月31日
 ※仮自転車置場撤去期間 令和10年8月1日～令和10年8月31日

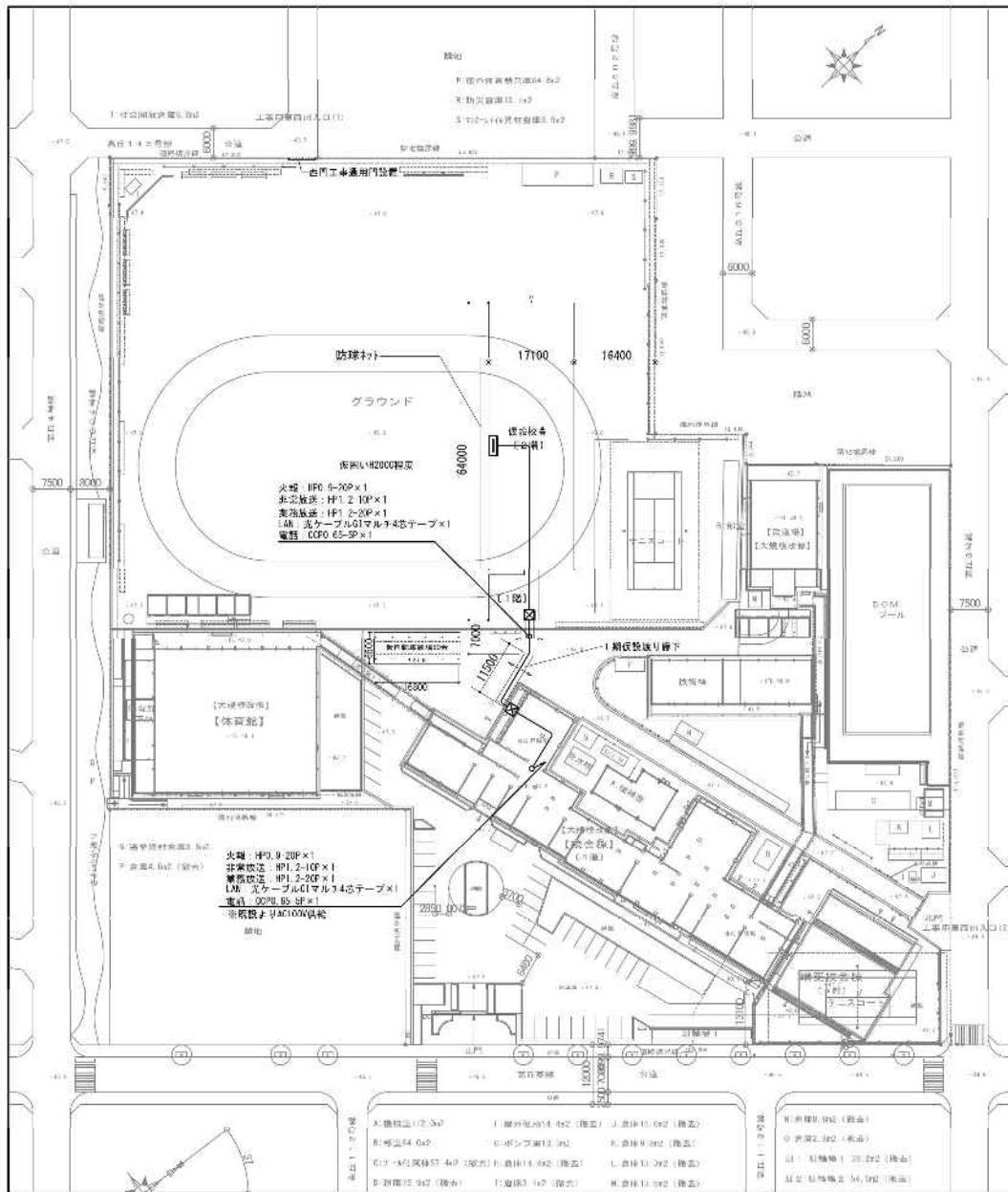
I 期 仮設渡り廊下 リース期間 令和9年3月27日～令和10年8月20日
 II 期 仮設渡り廊下 リース期間 令和10年8月21日～令和11年8月31日
 ※仮設渡り廊下 改修期間 令和10年6月1日～令和10年8月20日

参考図(電気強電配置図)



II 期配置図

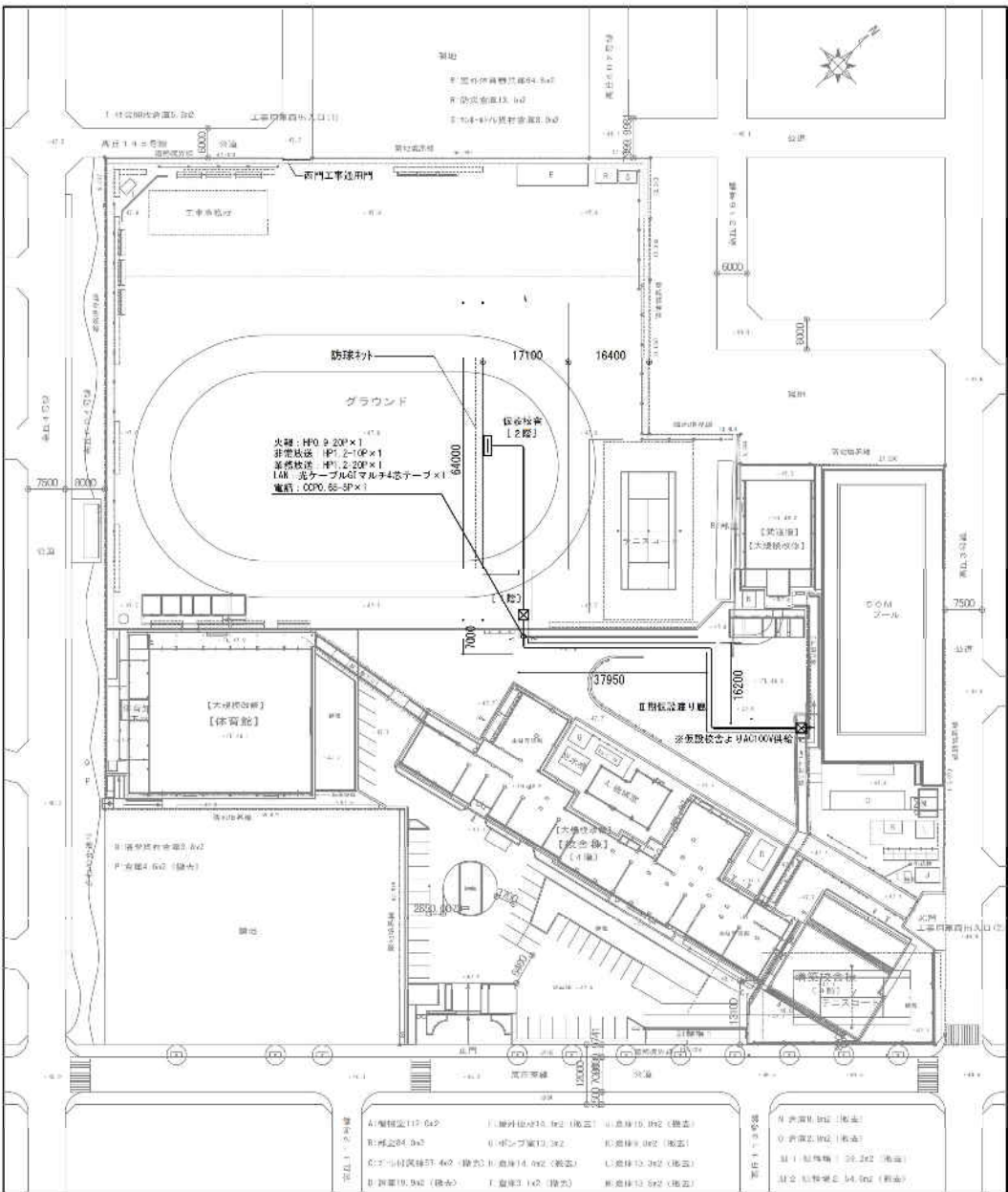
仮設校舎 リース期間 令和10年8月21日～令和11年8月31日
 ※仮設校舎改修期間 令和10年7月20日～令和10年8月20日



I 期配置図

仮設校舎 リース期間 令和9年3月27日～令和10年8月20日
 仮自転車置場 リース期間 令和9年2月1日～令和10年7月31日
 ※仮自転車置場撤去期間 令和10年8月1日～令和10年8月31日

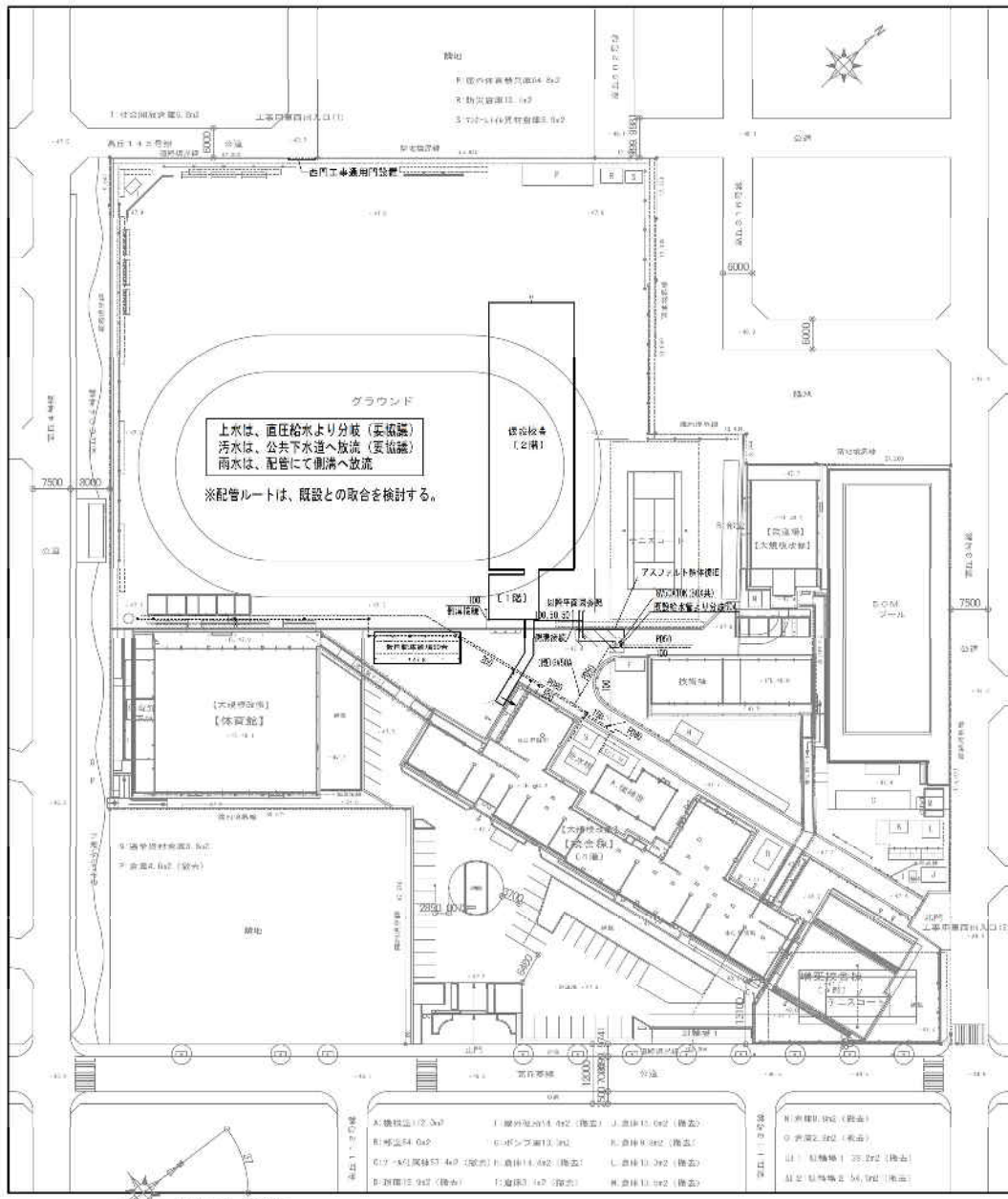
I 期 仮設渡り廊下 リース期間 令和9年3月27日～令和10年8月20日
 II 期 仮設渡り廊下 リース期間 令和10年8月21日～令和11年8月31日
 ※仮設渡り廊下 改修期間 令和10年6月1日～令和10年8月20日



II 期配置図

仮設校舎 リース期間 令和10年8月21日～令和11年8月31日
 ※仮設校舎改修期間 令和10年7月20日～令和10年8月20日

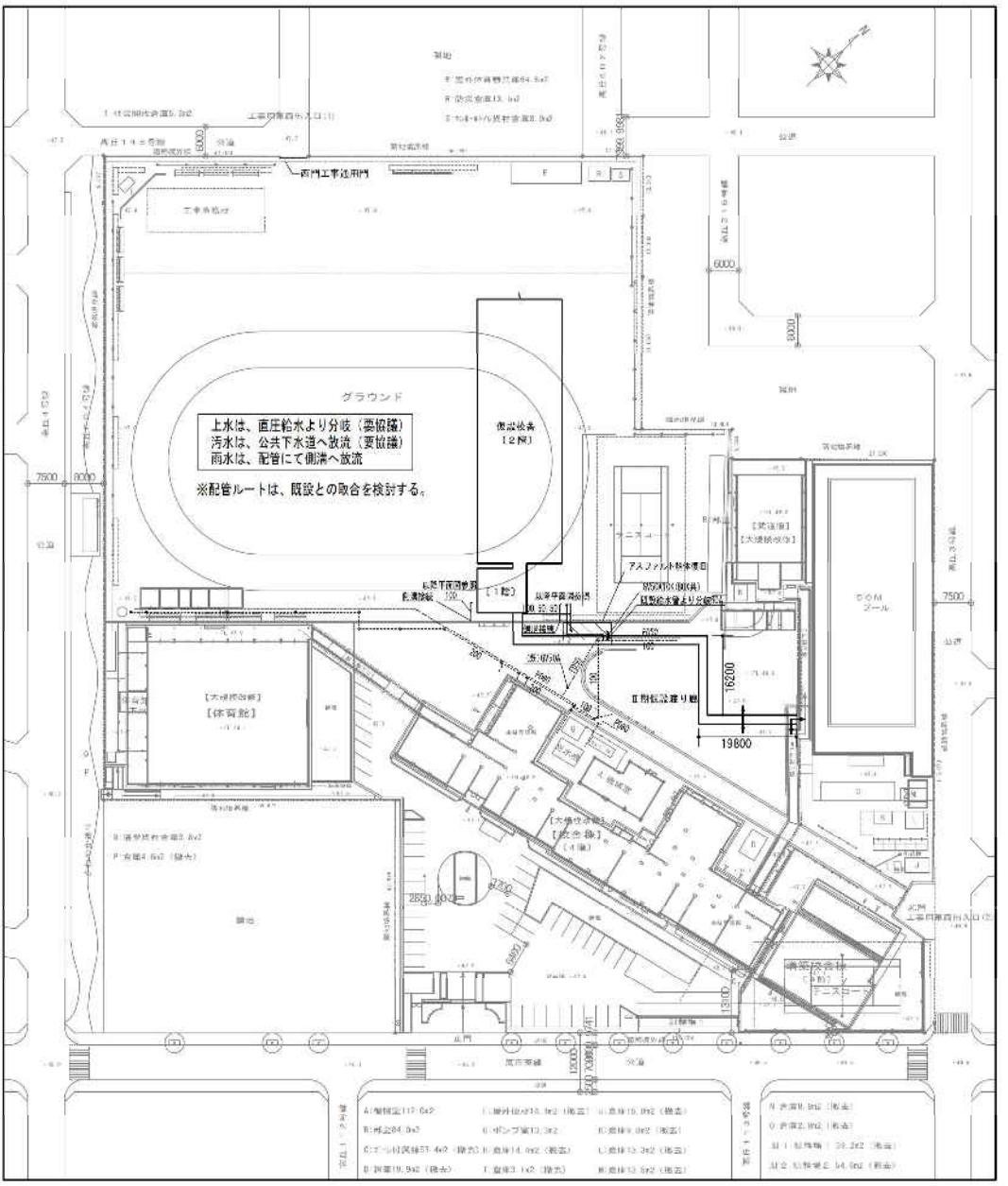
参考図(電気弱電配置図)



I 期配置図

仮設校舎 リース期間 令和9年3月27日～令和10年8月20日
 仮自転車置場 リース期間 令和9年2月1日～令和10年7月31日
 ※仮自転車置場撤去期間 令和10年8月1日～令和10年8月31日

I 期 仮設渡り廊下 リース期間 令和9年3月27日～令和10年8月20日
 II 期 仮設渡り廊下 リース期間 令和10年8月21日～令和11年8月31日
 ※仮設渡り廊下 改修期間 令和10年6月1日～令和10年8月20日



II 期配置図

仮設校舎 リース期間 令和10年8月21日～令和11年8月31日
 ※仮設校舎改修期間 令和10年7月20日～令和10年8月20日

参考図(機械)